

令和3年3月26日

千葉県報第13618号別冊

## 包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員



## 目 次

- 1 平成28年度分  
(監査テーマ)  
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  
- 2 平成29年度分  
(監査テーマ)  
県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金及び交付金の財務事務等の執行・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  
- 3 平成30年度分  
(監査テーマ)  
県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務・・・・・・・・ 8
  
- 4 令和元年度分  
(監査テーマ)  
県立病院に関する財務事務の管理及び執行について・・・・・・・・ 63

◎「区分」欄の記載について

- ・ 包括外部監査対象団体の長（知事）等は、地方自治法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として「措置」を講じたときは、その旨を監査委員に通知することとされている。
  
- ・ また、包括外部監査人は、同法第252条の38第2項の規定により、包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えて「意見」を提出することができるとされている。
  
- ・ 包括外部監査対象団体の長等は、監査の結果（「指摘」）、及び監査結果報告に添えられた「意見」に対して、対応した場合、下記のとおり、それぞれ「措置済み」、「対応済み」として整理し、監査委員に通知している。
  
- ・ 「措置済み」とは、包括外部監査で指摘された事項（「指摘」）のうち、下記のいずれかの措置・意思決定を行ったものである。
  - 1 監査結果に基づき、何らかの措置を実際に講じたもの
  - 2 監査結果に基づき、何らかの措置を講じる具体的方針、計画等を決定したもの（具体的とは、措置の内容、スケジュール等が明確であるもの）
  - 3 指摘内容どおりに対応できないものとして、その理由や検討結果等を明らかにしたもの
  
- ・ 「対応済み」とは、包括外部監査結果に添えられた意見（「意見」）について、上記のいずれかの対応・意思決定を行ったものである。
  
- ・ 「継続」とは、「指摘」に対する措置、「意見」に対する対応を引き続き検討することを前提に、現在の状況等を記載したものである。



平成28年度包括外部監査

[県土整備部河川環境課]

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務

【指摘】

| No | 事項名  | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等  | 区分   |
|----|--|---|--|------|
| 2  | 第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち河川水面使用料に係る延滞金 | 特に徴収が困難と認められる事情がないにもかかわらず、債務者から新たに納付誓約書の提出を受け、債権を時効消滅させてしまっていることなどから、適切な時効管理が行われているとは言えない。<br>今後、特に徴収困難な事情がある場合を除き、債権を時効消滅させてしまうことがないよう時効管理の事務を適切に行うよう改める必要がある。 | 納付誓約書を徴取すること等を行い、債権を時効消滅させないよう、適切な時効管理を行っていく。          | 措置済み |
| 3  | 第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち河川水面使用料に係る延滞金 | 滞納が生じて相当期間が経過しているにもかかわらず、強制徴収を前提とした財産調査を行っていない状態は債権管理の方法として適切とは言えない。<br>そのため、滞納発生後、督促を行ってもなお納付がなされない場合は、原則として、速やかに財産調査を実施すべきである。                                | 督促を行っても納付がされない場合は、強制徴収を前提とした財産調査を実施していくこととする。          | 措置済み |
| 4  | 第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち河川水面使用料に係る延滞金 | 分納誓約にしたがって分納を継続している等、滞納処分を実施することが不適切と思われるケースを除き、原則として財産調査を実施し、滞納処分が可能な財産があれば、差押えの手続を執るべきである。  | 住民票取得や不動産登記の取得等の財産調査を行い、滞納処分が可能な財産があれば、差押を実施していくこととする。 | 措置済み |
| 5  | 第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち河川水面使用料に係る延滞金 | 執行停止の要件該当性を判断するために必要な事実の調査を早期に実施し、滞納処分の執行停止の要件が認められるのであれば、執行停止を行うべきである。   | 財産調査を実施するとともに、滞納処分の執行停止の要件に該当するのであれば、執行停止を検討していく。      | 措置済み |

平成28年度包括外部監査

[県土整備部河川環境課]

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務

【指摘】

| No | 事項名  | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等  | 区分   |
|----|--|---|--|------|
| 6  | 第2款 海岸保全区域使用料・河川水面使用料等に係る延滞金のうち海岸保全区域使用料に係る延滞金 | 正当な理由がないにもかかわらず支払を拒否している者に対しては、支払拒否できる理由がないことを説明し、なおも債務者が支払を拒絶するのであれば、速やかに滞納処分のための財産調査を実施し、差押え可能な財産が見つければ、差押えを実施すべきである。   | 住民票取得や不動産登記の取得等の財産調査を行い、滞納処分が可能な財産が発見されれば、差押を実施していくこととする。                | 措置済み |
| 7  | 第3款 行政代執行費用                                    | 滞納処分の可能な財産が発見されているにもかかわらず滞納処分を実施していない点は不適切である。<br>特に、預貯金債権などの流動性の高い財産については、速やかに滞納処分を実施しないと散逸するおそれが高いため、調査により存在が確認され次第、速やかに滞納処分を実施すべきであった。<br>今後、財産調査によって財産が発見された際は、速やかに滞納処分を実施すべきである。                                     | 分割納付を履行中であり、今後は適切な履行管理をしていくとともに、財産調査により財産が発見された場合は、滞納処分を実施していくこととする。     | 措置済み |
| 8  | 第3款 行政代執行費用                                    | 両債務者とも無資力に近い状態であるにもかかわらず、職員が多大な労力をかけてまで少額の債権回収を続けることは、費用対効果の観点からは問題がある。<br>債務者から行政代執行費用の回収を行うようできる限りの努力をすることは必要なことではあるが、回収にかかる費用や労力に見合った成果が得られているとは言い難く、このまま債務者に対する回収を続けることは妥当とは言えない。<br>そのため、本債権についても滞納処分の執行停止を検討すべきである。 | 分割納付を履行中であり、今後は適切な履行管理をしていくとともに、財産調査を実施し、滞納処分の要件に該当するものであれば、執行停止を検討していく。 | 措置済み |



平成28年度包括外部監査

[県土整備部河川環境課]

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づき諸制度において発生する税外収入未済金の管理に係る事務

【指摘】

| No | 事項名                 | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等                  | 区分   |
|----|---------------------|--|------------------------|------|
| 12 | 第7款 河川法67条による原因者負担金 | いずれの債務者に対しても、財産調査の実施が不十分であるため、速やかに各債務者に対する財産調査を実施し、滞納処分が可能な財産が見付かった場合は滞納処分を行うなど、滞納の解消に向けた措置を執るべきである。 | 消滅時効の完成により、不納欠損処理を行った。 | 措置済み |

平成29年度包括外部監査

[教育庁教育振興部体育課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金及び交付金の財務事務等の執行

【指摘】

| No | 事項名                 | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|----|---------------------|--|---|------|
| 13 | 第7 千葉県小中学校体育連盟事業補助金 | <p>県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」で、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。</p> <p>千葉県小中学校体育連盟事業補助金の受給者は、教職員であるが、県警への照会は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であり、職種による千葉県小中学校体育連盟の役員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。</p> | <p>暴力団関係者を排除するため、千葉県教育委員会補助金等交付規則及び千葉県小中学校体育連盟事業補助金交付要綱の一部を改正した。</p> <p>令和3年度からの補助金等交付事務の執行にあたっては、改正規則・要綱に基づき、県警に対して暴力団関係者か否かを照会する。</p> | 措置済み |
| 14 | 第8 千葉県高等学校体育連盟事業補助金 | <p>平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている趣旨は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であるから、受給者の役員につき、そこに教職員がいても、暴力団との関係につき、県警へ照会すべきである。</p>   | <p>暴力団関係者を排除するため、千葉県教育委員会補助金等交付規則及び千葉県高等学校体育連盟事業補助金交付要綱の一部を改正した。</p> <p>令和3年度からの補助金等交付事務の執行にあたっては、改正規則・要綱に基づき、県警に対して暴力団関係者か否かを照会する。</p> | 措置済み |

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金及び交付金の財務事務等の執行

【指摘】

| No | 事項名                 | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|---------------------|--|--|------|
| 15 | 第9 千葉県体育協会事業<br>補助金 | 平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者が否かを県警に対して照会することを求めている趣旨は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手段であるから、受給者の役員につき、そこに教職員がいても、暴力団との関係につき県警へ照会すべきである。 | 暴力団関係者を排除するため、千葉県教育委員会補助金等交付規則及び公益財団法人千葉県スポーツ協会事業補助金交付要綱の一部を改正した。<br>令和3年度からの補助金等交付事務の執行にあたっては、改正規則・要綱に基づき、県警に対して暴力団関係者か否かを照会する。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部秘書課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No   | 事項名         | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|------|-------------|--|---|------|
| 第37節 | 公舎受付等管理業務委託 | <p>県が物品等入札参加業者資格者名簿の審査時に財務諸表の提出を求めているとしても、契約の相手方が物品等入札参加業者資格者名簿に登録されていないこととなるおそれがない」と認めることとはできず、現在の経営状況に関する他の資料等を併せて、判断がなされなければならない。</p> <p>また、本件委託業務において、担当課では、契約保証金免除に関する要件該当性の検討過程及びその結果について、何らの書面も作成されていない。契約保証金を免除する際には、要件該当性の判断の際に、十分な資料を基にした慎重に判断を行うとともに、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えらるべく、可能な限り資料とともに書面で残してお</p> | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。</p> <p>なお、書面で残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p> | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部秘書課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名              | 結果（意見）の内容  | 対応状況等   | 区分   |
|----|------------------|--|---|------|
| 17 | 第37節 公舎受付等管理業務委託 | 履行確認の検査の内容については、単に適正に実施されるだけでは足りず、後日それが検証可能なように報告書等を作成する必要があることとはならない。担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるような報告書等を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。 | 検査調書は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他の状況などを踏まえて研究する。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部総務課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                        | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|----------------------------|---|---|------|
| 18 | 第39節 小型四輪貨物自動車1500cc（総務課分） | <p>財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することは明らかであり、したがって免状であることの検討は慎重に行うべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在における相手方（会社）の規模や財務状況等につき、調査検討をする必要がある。したがって、契約保証金を免除とするためには、いかなる具体的な事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。</p> | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者は、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、書面として残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p> | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部総務課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                        | 結果（意見）の内容   | 対応状況等   | 区分   |
|----|----------------------------|---|---|------|
| 19 | 第38節 千葉県職員録                | 検査の内容が記録上不明である。後日検証可能なように落丁・乱丁の有無や冊数の確認等いついかなる検査を行ったのかを詳細に記録することが望ましい。  | 検査調査は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となった。支出の証拠書類としての検査調査の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他の状況などを踏まえて研究する。 | 対応済み |
| 20 | 第39節 小型四輪貨物自動車1500cc（総務課分） | 積算基礎は、それが入札において重要な指標となるものであるため、その算出における積算根拠については、できる限り明確に書面化して残しておく必要があるといえる。そのため、本件についても、「いつ、誰から、（管財課の）誰に、どのような質問をし、それに対してどのような回答があり、その根拠としてどのような資料が示されたか」などについて、書面化してファイルに綴じておくことが望ましい。 | 令和元年度の契約から、左記の対応に改めている。   | 対応済み |
| 21 | 第39節 小型四輪貨物自動車1500cc（総務課分） | 本節における入札においては、入札者数が2者と、低調な数字にとどまっている。この点、入札においては、複数の入札参加資格が定められているが、係の入札参加資格が定められていない原因である可能性も否定できない。そのため、県としては、入札者数が少ない原因について、入札参加資格の必要性も含め調査検討することが望ましい。                                | 入札参加資格の設定については、必要最小限とし、特定の業者だけが参加できる条件とならないよう努めており、今後も適切な資格設定となるよう検討することとする。  | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部財政課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                              | 結果（意見）の内容   | 対応状況等   | 区分   |
|----|----------------------------------|---|---|------|
| 22 | 第56節 平成30年2月定例千葉県議会議案及び予算に関する説明書 | 検査を行っただけの記載にとどまり、検査の内容が記録上不明である。後日検証可能なように冊数の確認や落丁・乱丁等の瑕疵の有無についていついかなる検査を行ったのかを詳細に記録するのが望ましい。 | 検査調査は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調査の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他の状況などを踏まえて研究する。 | 対応済み |

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                                   | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|---------------------------------------|---|---|------|
| 23 | 第8節<br>キヤリアップセンター大規模改修工事に係る家屋事前調査業務委託 | <p>県は、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、同号適用の理由について、受注者は過去2年間に千葉県と契約実績（平成27年度36件、平成28年度23件）があり、これらを行っていないことと、かつ、契約を履行しないこととするが、「契約がないと認められたこととなるおそれがない」と認めたことと、これを「契約を履行しないこととするおそれがない」と認めたこととを併せて検討する必要がある。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても具体的に調査を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、資料を添付の上、記録に残すべきである。</p> | <p>財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容に明記することとし、公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。</p> <p>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととし、予め、契約の相手方から排除されている。</p> | 措置済み |

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                      | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|--------------------------|--|--|------|
| 24 | 第7節 中庁舎第2電気室<br>空調設備更新工事 | <p>本件は、庁舎内の空調設備の工事であるが、指名競争入札として、入札者を限定した理由は、5000万円未満の比較的規模の小さい工事については地域の建設業の発展などを図るため、指名業者選定基準に基つき指名業者選定審査会で決定した指名業者による競争入札に付するということ運用のためである。また、比較的低廉な工事においては、不信用、不誠実な業者が参加しやすいという性質があることもその理由として、いづれも、その文言上、自治令167条1号が想定しているものとは言い難いし、不誠実な履行については、その契約保証金等で担保するというのが法の趣旨である。</p> <p>したがって、一般競争入札に付するか否かにについても検討されることが望ましい。</p> | <p>低廉な工事において入札者を限定した理由としては、工事の確実な履行とともに、品質の確保を図るためである。千葉県建設工事指名業者選定基準で定められている5000万円未満の比較的低廉な工事においては、不信用、不誠実な業者が参加しやすいという性質や、一般競争入札のデメリットとして、低廉第一主義により品質が粗悪となるおそれがあることから、工事を確実に実施できる施工能力を有する者を指名した。</p> | 措置済み |
| 25 | 第44節 再生P P C用紙<br>(本庁分)  | <p>契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。</p> <p>また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたのかを確認することができない。そのため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきである。</p>   | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合がある者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。</p> <p>なお、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p>    | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部管財課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                          | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|------------------------------|---|---|------|
| 26 | 第45節 グラウンド用白線                | <p>契約保証金は、契約の履行確保を目的とするため、その免除要件は、厳格に解すべきである。財務規則99条2項3号は、履行を入札参加資格、過去の契約の履行状況の外、「かつ契約を履行しないおそれがないと認められる」とき。」と規定しているため、契約締結時の履行能力を調査する必要がある。</p> <p>それゆえ、物品等入札参加業者名簿に記載されていることを確認するだけでは足りない。物品等入札参加業者名簿に記載された時期、その審査のために提出された資料の閲覧、その上で、それらの資料だけで足りるかを判断すべきである。そして、その調査の方法、調査の結果得られた事実を報告書にして、確認できるようにすべきである。</p> | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。</p> <p>なお、報告書にして確認できるときとの指摘についてはお、報告書の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p> | 措置済み |
| 27 | 第46節 高速モノクロ複合機の賃貸借（平成29年度出先） | <p>財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、したがって免除とするための検討は慎重に行うべきである。いかにここで、契約保証金を免除とするためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。</p>  | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。</p> <p>なお、書面として残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p> | 措置済み |

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|----|--------------------|--|---|------|
| 28 | 第47節 知事公舎等植栽管理業務委託 | <p>県は、財務規則99条2項3号を根拠に契約保証金を免除としている。同号は、過去の実績から、契約保証金を免除するものである。しかしながら、提出された一件記録上、契約の相手方の過去の実績についての資料は不見当であった。加えて、一般競争入札参加資格確認申請書を参照したところ、同申請書には「(4)同種の実績」の記載欄があるが、何ら記載は認められなかった。</p> <p>したがって、同種の実績の有無の確認がなされていないか記録上不明である。また、99条2項3号は、現在の履行能力についての要件を課しているが、係る要件についても調査がなされていない。契約保証金は損害が発生した場合にこれを担保するという重要な性質を持つものであることから、検討過程については慎重に判断し、報告書を作成すべきである。</p> | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、報告書を作成すべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえ、研究する。</p> | 措置済み |

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No   | 事項名               | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|------|-------------------|---|---|------|
| 第48節 | 本庁舎外エレベータ保守点検業務委託 | <p>自治令167条の16、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することは明らかにあり、除外とするための検討は慎重に行うべきである。更に、財務規則99条2項3号は、①の入札参加資格の保有や、②過去の契約の履行状況に加えて、③「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めていることから、①②のチェックのみでなく、別個独立の要件として、契約締結時における契約履行能力も要求しているものである。</p> <p>したがって、契約保証金を免除とすためには、県は、①②のチェックのみでなく、それら以外の事情も総合的に考慮し、必要があれば、追加の調査も行った上で、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無について慎重に判断すべきである。また、契約保証金を免除する際には、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。</p> | <p>措置状況等</p> <p>契約に関する不正行為、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、書面で残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p> | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部管財課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                             | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等  | 区分   |
|----|---------------------------------|---|--|------|
| 30 | 第49節 千葉県庁本庁舎外産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託 | 契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきである。 | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性及び効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。 | 措置済み |
| 31 | 第49節 千葉県庁本庁舎外産業廃棄物収集・運搬及び処分業務委託 | 検査調書以外に、履行の確認をしたこと、履行確認の方法や内容がわかる報告書を作成すべきである。  | 検査調書は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調書の内容等については、今後、事務の透明性及び効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。  | 措置済み |
| 32 | 第50節 O A いす（管財課）                | 財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められるとき。との要件も定めており、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力があることも必要としている。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても具体的に調査を行うべきである。              | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、具体的に調査を行うべきとの指摘については、今後、事務の透明性及び効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。           | 措置済み |

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                     | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|-------------------------|--|--|------|
| 33 | 第61節 本庁舎外中央監視設備保守点検業務委託 | <p>自治令167条の16、財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することは明らかにあり、除外とするための検討は慎重に行うべきである。更に、財務規則99条2項3号は、①の入札参加資格の保有や、②過去の契約の履行状況に加えて、③「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めていることから、①②のチェックのみでなく、別個独立の要件として、契約締結時における契約履行能力も要求しているものである。</p> <p>したがって、契約保証金を免除とするためには、県は、①②のチェックのみでなく、それら以外の事情も総合的に考慮し、必要があれば、追加の調査も行った上で、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無について慎重に判断すべきである。また、契約保証金を免除する際には、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。</p> | <p>契約に関する不正行為、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、書面で残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p> | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部管財課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                            | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等  | 区分   |
|----|--------------------------------|---|--|------|
| 34 | 第63節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別産業廃棄物）処理委託 | <p>契約保証金の免除は例外的な取扱いであり、厳格な要件が課されていることから、相手方による契約の履行が確実であるかどうかについては、単に契約の相手方が、国が100%出資する特殊法人であり、高濃度PCB廃棄物処分の指定機関であるという点のみをもって免除の要件を満たすと認めるのは相当かどうか、PCB廃棄物の処理能力を持つかどうか、財務状況に問題はないかなどといった点について実質的な審査をすべきである。</p> <p>また、契約保証金免除の審査にあたり、審査内容が記録されていないため、本契約の締結にあたり、具体的にどのような資料に基づいて免除要件の有無を審査したのかを確認することができない。そのため、契約保証金を免除する場合は、免除の審査にあたって、いかなる資料に基づいて審査をしたのか記録を残しておくべきである。</p> | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合がある者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。</p> <p>なお、記録を残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p> | 措置済み |
| 35 | 第63節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別産業廃棄物）処理委託 | <p>相手方による履行の確認を行った記録として、検査調書以外に、履行の確認をしたこと及び履行確認の方法や内容等を記載した報告書を作成すべきである。</p>   | <p>検査調書は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調書の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p>  | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部管財課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                       | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|---------------------------|---|---|------|
| 36 | 第64節 生ごみ処理機制御系システム等変更業務委託 | <p>                     予定価格は、県が自己の判断として契約代金が適正か相当であるかを判断する基準として作成するものであることから、交渉の過程を通して、契約の相手方やその他の専門的知識に係る資料や部材の市場価格に係る資料を入手すべきであり、それらの資料に基づいて、具体的に価格を分析し、積算すべきである。                 </p> | <p>                     予定価格については、国土交通省の建築保全労務業務単価や参見積やこれまでの契約実績により実勢価格を把握し、適正な価格設定に努める。                 </p> | 措置済み |

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                | 結果（意見）の内容  | 対応状況等   | 区分          |
|----|--------------------|--|---|-------------|
| 37 | 第64節 御系システム等変更業務委託 | <p>県は、契約保証金を免除している。その理由として、財務規則99条2項3号の「契約を履行しないこととなるおそれがない」事由があるとし、また同項6号の「契約の性質により契約保証金を徴する必要がある」と説明している。その判断は相当と考えるが、そのような場合も、その契約事務が適正に行われたことを確認することができるようにするため、契約保証金を免除した理由を報告書に添付することを目指す。</p> | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、報告書に添付することを目指す。また、報告書については、今後、事務の透明性及び効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p> | <p>対応済み</p> |

平成30年度包括外部監査

[総務部税務課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                    | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|------------------------|--|--|------|
| 38 | 第40節 軽油見本品購入分析業務委託     | 財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。<br>よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。   | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。<br>なお、調査を行うべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。      | 措置済み |
| 39 | 第41節 軽油引取税申告書データ処理業務委託 | 財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまでも例外的な扱いであることは明らかであり、免除とするための検討は慎重に行うべきである。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在における相手方（会社）の規模や財務状況等につき、調査検討する必要がある。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的な事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。 | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。<br>なお、書面として残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部税務課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                           | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|----|-------------------------------|--|---|------|
| 40 | 第42節 税トータルシステムクラウドアカウント機器等賃貸借 | 契約保証金免除の要件の具備につき調査した結果を報告書にまとめ、報告書を作成し、記録に残すべきである。 | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。<br>なお、報告書を作成し、記録に残すべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部税務課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                                     | 結果（意見）の内容   | 対応状況等   | 区分   |
|----|---|---|---|------|
| 41 | 第40節 軽油見本品購入分析業務委託                      | 担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるように検査調書を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することとが望ましい。   | 検査調書は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調書の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。  | 対応済み |
| 42 | 第58節 軽油引取税に係る犯則調査のため採取した石油製品の分析業務委託について | 契約保証金の免除については、財務規則99条2項で免除できる場合を規定している。本節の契約については、その要件事実の調査がなされていく。本節の契約は、軽油引取税の犯則調査目的の契約であり、差押え後に契約保証金の免除要件を調査する暇がなかったことは認められ、相手方が揮発油等品質確保法による登録分析機関であることから、債務不履行の可能性は低いと思われる。よって、今後の契約締結に際しては、犯則調査前の準備の時点で契約保証金の免除の要件の調査をすべきであるが、本節の契約については、意見に止める。 | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合がある者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、犯則調査前の準備の時点で契約保証金の免除の要件の調査をすべきとの意見については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部政策法務課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名           | 結果（意見）の内容  | 対応状況等   | 区分   |
|----|---------------|--|---|------|
| 43 | 第43節 メール便配達業務 | 担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるような報告書等を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することが望ましい。 | 検査調査は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調査の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他の状況などを踏まえて研究する。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部情報システム課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                         | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等  | 区分   |
|----|-----------------------------|---|--|------|
| 44 | 第60節 千葉県自治体情報セキュリティ運用保守業務委託 | 財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することは明らかであり、したがって免状であることの検討は慎重に行うべきである。したがって、契約保証金を免除とすためには、いかなる具体的事実が存在し、それが条項に該当しているのかについては十分調査をし、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。 | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。<br>なお、書面として残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部葛南地域振興事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名               | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|-------------------|--|--|------|
| 45 | 第67節 葛南地域振興事務所借上げ | 建物賃貸借契約を1年間として、毎年契約書を取り交わす必要性は乏しく、他方、長期継続契約にすることによって何らかの支障が生ずることは想定できず、本節の契約事務に要する時間は2時間程度とこのことであるが、2時間程度であるし、毎年度契約書を取り交わすとなれば、その都度決裁は必要となるし、書類も増えることになるが、これらの決裁事務や書類作成事務を省くことができるのであれば、省くべきである。よって、船橋市に対し、長期継続的契約の締結を申し入れて協議すべきである。 | 協議の結果、船橋市から同市が契約している他の機関との均衡が取れないため、長期契約には応じられないとの回答があり、協議を終了した。                                   | 措置済み |
| 46 | 第67節 葛南地域振興事務所借上げ | 賃貸料の支払につき、毎月支払うことを規定しているが、その支払うべき賃料が前月分か当月分か翌月分かが必ずしも明確ではない。よって、当月支払う賃料が前月分か当月分かを特定することができる記述をすべきである。  | 契約書の作成は契約の相手方である船橋市で行っており、左記について申し出たところ、契約書の記載内容は他の公共機関等と同様の契約書になっているため、令和3年度の契約書の記述を見直すとの回答を得ている。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部葛南地域振興事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名               | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|----|-------------------|--|---|------|
| 47 | 第67節 葛南地域振興事務所借上げ | <p>契約書名を「定期建物賃貸借契約書」と記載し、賃貸借期間を平成29年4月1日から平成30年3月31日と定めているのに（第4条）、賃貸借期間満了後の賃料及び共益費の改定を定めていたり（5条2項、6条2項）、5条1項は賃貸料改定の規定であり、賃貸期間満了後の賃貸料改定の規定ではないのに、10条1項において、5条が賃料改定の支障となることを前提とする規定をしていたり、消費税は外税と解されるが、文言上は消費税込みかそうでないかが定められていない等（5条1項、6条1項）、改定すべき条項がある。</p> | <p>契約書の作成は契約の相手方である船橋市で行っており、左記について申し出たところ、契約書の記載内容は他の公共機関等と同様の契約書になっているため、5条1項及び6条1項の消費税込みの記載については、令和3年度の契約書の記述を見直すという回答を得ている。<br/>なお、その他の条項について、平成31年4月1日契約締結時に改定済みである。</p> | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務  
 [総務部葛南地域振興事務所]

【意見】

| No | 事項名                | 結果（意見）の内容  | 対応状況等  | 区分   |
|----|--------------------|--|--|------|
| 48 | 第67節 葛南地域振興事務所借り上げ | <p>契約には、個性があるから、定型的な書式を用い、共通約款を使用することでは不十分となる場合もあり得るし、そのような方法では対応できない場合もあり得る。本節の契約書は、後者の場合であり、そのため、前例に従って作成することが繰り返され、その結果、長期継続的契約がなされず、不合理な条項も改定されないまま推移している。いわゆるネットで公開されている他の自治体の契約書の見本と比較しても、県の契約書には見劣りするところがある。よって、契約書を適切に作成できるところにより、特別職の作成等の法的業務に専従する特別職を創設するとか、必要に応じて外部の弁護士に依頼する等の対応をすることが望ましい。</p> | <p>長期継続契約については、協議の結果、船橋市から同市が契約している他の機関との均衡が取れないため、長期契約には応じられないとの回答があり、協議を終了した。不合理な条項については、同市から令和3年度の契約書の記述を見直すとの回答を得ており、適切な条項となるものと考えている。</p> | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

〔総務部印旛地域振興事務所〕

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                   | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|-----------------------|--|--|------|
| 49 | 第53節 千葉県印旛合同庁舎で使用する電力 | <p>契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。</p> <p>契約保証金の免除の審査に際しては、どのような資料に基づき、どのような判断を行ったのか記録しておくべきである。</p>   | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。</p> <p>なお、どのような判断を行ったのか記録しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p> | 措置済み |
| 50 | 第53節 千葉県印旛合同庁舎で使用する電力 | <p>契約相手手による履行確認に関する記録としては、検査調査のみで作成されているが、その記載事項は実質的に「履行を確認した」旨の形式的記載事項のみであり、何をどのように確認したのか不明である。相手手による履行の確認を行った記録として、検査調査以外に、履行の確認をしたこと及び履行確認の方法や内容等を記載した報告書を作成すべきである。</p>   | <p>検査調査は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調査の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p>  | 措置済み |
| 51 | 第68節 印旛合同庁舎清掃業務委託     | <p>県は、財務規則99条2項3号を根拠に本契約の契約保証金を免除しているが、財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められなければならない」との要件も定めており、契約締結時ににおいて相手方に契約履行能力があることも必要としている。</p> <p>よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。</p> | <p>契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。</p> <p>なお、調査を行うべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。</p>               | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部印旛地域振興事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                | 結果（意見）の内容  | 対応状況等   | 区分   |
|----|--------------------|--|---|------|
| 52 | 第6.8節 印旛合同庁舎清掃業務委託 | 担当課は、検査調書の外に、履行の確認をした者、確認の方法、用いた資料等、履行の確認を具体的に記述した報告書を作成することが望ましい。 | 検査調書は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調書の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他の状況などを踏まえて研究する。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部香取地域振興事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                    | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|------------------------|--|--|------|
| 53 | 第54節 千葉県香取合同庁舎総合管理業務委託 | 財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。 | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、調査を行うべきとの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部香取地域振興事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                    | 結果（意見）の内容   | 対応状況等  | 区分   |
|----|------------------------|---|--|------|
| 54 | 第54節 千葉県香取合同庁舎総合管理業務委託 | <p>検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるから、単に作成するだけでは不足することはいくつかある。担当課は、検査調書の外に、履行の検証可能なように作成する必要があること、検査調書の作成に記述した報告書を作成すること、等、履行の確認を具体的に記述した報告書を作成することが望ましい。</p> | <p>検査調書は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調書の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他の状況などを踏まえて研究する。</p> | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部海匝地域振興事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                  | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|----|----------------------|--|---|------|
| 55 | 第55節 千葉県海匝合同庁舎清掃業務委託 | 財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。 | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。<br>なお、調査を行うべきとの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部海匝地域振興事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                  | 結果（意見）の内容  | 対応状況等  | 区分   |
|----|----------------------|--|--|------|
| 56 | 第55節 千葉県海匝合同庁舎清掃業務委託 | <p>検査調書の作成が求められているのは、委託業者によって適正に業務の履行がなされたことを、県が確認したことを証する意味があるから、単に作成するだけでは不足することはいくつかある。担当課は、検査調書の外に、履行の確認をした者、確認の方法、用いた資料等、履行の確認を具体的に記述した報告書を作成することが望ましい。</p> | <p>検査調書は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他の状況などを踏まえて研究する。</p> | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部自動車税事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                              | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|----|----------------------------------|--|---|------|
| 57 | 第51節 平成30年度自動車税納税通知書等作成及び封入封かん業務 | 財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力があることも必要としている。相手方の契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。 | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、契約履行能力の有無についても検討を行うべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。 | 措置済み |
| 58 | 第65節 文書保管業務                      | 契約保証金を免除する際には、免除要件該当性の判断の際に、十分な資料を基にした慎重に判断を行うとともに、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。  | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、書面で残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。            | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部自動車税事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名         | 結果（意見）の内容   | 対応状況等   | 区分   |
|----|-------------|---|---|------|
| 59 | 第65節 文書保管業務 | 担当課は、最低限、誰が、どのような資料を用いて、どのような手順で履行確認を行ったかがわかるような報告書等を作成し、また、確認に要した資料についても可能な限り添付することとが望ましい。 | 検査調書は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調書の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他の状況などを踏まえて研究する。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部文書館]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                         | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|----|-----------------------------|--|---|------|
| 60 | 第52節 多目的ホールA<br>V機器保守点検業務委託 | 現状の契約書の規定では、保守業務や修理業務について、業務内容に含まれていないと解釈されるおそれがあると言わざるを得ない。担当課は、相手方との無用の紛争を避けるためにも、仕様書に「日常の保守業務」及び「緊急に対処すべき事項が発生した場合の措置」について明記し、契約書の記載を疑義のないものとすべきである。  | 契約書に「臨機の措置」の項目を記載し、仕様書の業務内容に日常の保守業務について明記した。  | 措置済み |
| 61 | 第52節 多目的ホールA<br>V機器保守点検業務委託 | 県が物品等入札参加業者適格者名簿の審査時に財務諸表の提出を求めているとしても、契約の相手方が物品等入札参加業者適格者名簿に登載されていないこととなるおそれがない」と認めることはできず、現在の経営状況に関する他の資料等を併せて、判断がなされなければならない。また、本件委託業務において、担当課では、契約保証金免除に関する要件該当性の検討過程及びその結果について、何らの書面も作成されていない。契約保証金を免除する際には、要件該当性の判断の際に、十分な資料を基にした慎重な判断を行うとともに、その検討経緯及び結果については、後日の検証にも耐えられるよう、可能な限り資料とともに書面で残しておくべきである。 | 契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合については、入札参加資格の取消し及び一定期間の停止措置を行うこととしており、契約時点での入札参加資格の確認を徹底する。なお、書面で残しておくべきとの指摘については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他県の状況などを踏まえて研究する。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[総務部文書館]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                         | 結果（意見）の内容   | 対応状況等   | 区分   |
|----|-----------------------------|---|---|------|
| 62 | 第52節 多目的ホールA<br>V機器保守点検業務委託 | 業務委託契約書11条2項には、千葉県文書館は、受託業者から業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に検査を行うものこととされ、同12条では、当該検査に合格することとを条件に、受託業者に業務委託料の請求権が発生すると定められているなど、履行確認及び検査は、業務委託料支払いの前提とされるべき重要な業務である。<br>とすれば、財務規則100条第2項に該当するかどうかにかかわらず、検査の具体的内容及びその結果に関する報告書等を作成するなどして、点検内容及び相手方の履行状況が後日確認できるようすることが望ましい。 | 検査調書は、検査職員が契約書、仕様書等の関係書類に基づき、契約の適正な履行について検査が完了したときに作成する書類となっている。支出の証拠書類としての検査調書の内容等については、今後、事務の透明性や効率性の確保などの観点から、他の状況などを踏まえて研究する。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部道路環境課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                                   | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|---------------------------------------|---|---|------|
| 63 | 第31節 防災・安全交付金及び県単道路調査合併委託（舗装維持管理計画策定） | <p>本節の契約を締結するにあたり、県は、財務規則99条2項3号により契約保証金を免除している。しかしながら、上記条項に該当することについての検討過程の資料は作成されていない。契約保証金を免除することは、規定の文書から明らかな取扱いであることは、規定の文書から明らかなであり、したがって、免除とするための検討は慎重に行うべきである。そのため、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについては調査検討を行い、その検討結果については書面として記録されなければならない。</p> | <p>財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容に明記することとした。公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。</p> <p>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。</p> | 措置済み |

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                           | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|-------------------------------|---|---|------|
| 64 | 第32節 千葉県農林総合研究センター新本館建築工事監理業務 | 本契約を随意契約により締結するに先立ち、千葉県建設工事等指名業者選定審査会（以下「審査会」という。）が行われているが、同審査会の記録としては、案件名と同案件について承認する旨が記載され、審査会の委員らの決裁印が捺印された書面しか残されていない。前記の書面の記載から、審査会において実質的な検討がなされたのか、審査がなされたとしていかなる検討がなされたのか、審査が明らかでない。随意契約の選択及び契約相手方の選定過程において十分な審査が行われたのか、事後的な検証を可能とするためにも審査会における検討内容を記録化しておくべきである。 | 審査会では、議事録に相当するものとして、審査終了後に「会議結果」を作成している。「会議結果」には、開催日、案件名、随意契約理由書、承認された旨、全ての出席委員の押印、事務局の承認者の押印から構成されている。また、学識経験者からなる入札監視委員会において、指名業者の選定過程や随意契約の理由の妥当性について、事後的な検証を受けている。これらの取組により、指名業者選定等の審査の適正な実施の確保を図っているところである。  | 措置済み |
| 65 | 第32節 千葉県農林総合研究センター新本館建築工事監理業務 | 契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。また、契約保証金の免除審査にあたっていかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等について、書面として記録に残しておくべきである。  | 財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすかどうかについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容を起案に明記することとした。公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。<br>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととし、ており、予め、契約の相手方から排除されている。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部施設改修課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名  | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|----|--|--|---|------|
| 66 | 第23節 平成29年度幕張メッセ施設整備機械設備工事（国際展示場エスカレーター改修） | エスカレーターの業者は多数居ること、予定価格が高額であることから、外同業者からの見積書を徴取すべきである。  | 本工事は、製造者独自の方式の設備を改修し、老朽化対策を図るものであり、既設との取り扱い合点上、既設製造者の製品を使用し、そのノウハウに基づいた施工と機能確認が必要であることか、設備全体の機能と安全性を確保できるのは既設製造者以外になく、その性質又は目的が競争入札に適さないものとして2号随契を選択している。なお、千葉県建設工事指名業者選定審査会規程に基づき、技術の特殊性、経済的合理性等を考慮し、十分に検討したうえで業者を選定している。  | 措置済み |
| 67 | 第28節 平成29年度幕張メッセ施設整備建築工事実施設計               | 財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することとは明らかに異なる。特に、「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる」か否かについては、現在において相手方の規模や財務状況等につき、調査検討する必要がある。したがって、契約保証金を免除するためには、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについて十分調査をし、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。 | 財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容を起案に明記することとした。公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業者が履行されないおそれがないかの判断を行う。なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

〔県土整備部住宅課〕

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名   | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|---|---|---|------|
| 68 | 第15節 国府台県営住宅<br>A工区建設工事監理業務委<br>託<br>(平成29年度事業) | 建設工事等契約事務取扱実施規程において、契約事務担当者が指名業者を選定するときは、指名業者を選定するに当たっては、指名業者の意見を聴かなくてはならないとされ、指名業者の決定は、審査会の会議結果に基づくとされており、指名業者を選定するに当たっては、指名業者の意見を聴かなくてはならないとされている。また、学識経験者からなる入札監視委員会において、指名業者の選定過程や随意契約の理由の妥当性について、事後的な検証を受けている。これらの取組により、指名業者選定等の審査の適正な実施の確保を図っているところである。 | 審査会では、議事録に相当するものとして、審査終了後に「会議結果」を作成している。「会議結果」には、開催日、案件名、指名業者推薦理由書、承認された旨、全ての出席委員の押印、事務局の承認者の押印から構成されている。また、学識経験者からなる入札監視委員会において、指名業者の選定過程や随意契約の理由の妥当性について、事後的な検証を受けている。これらの取組により、指名業者選定等の審査の適正な実施の確保を図っているところである。  | 措置済み |
| 69 | 第15節 国府台県営住宅<br>A工区建設工事監理業務委<br>託<br>(平成29年度事業) | 契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認できる資料を収集し、その上で免除の要件を満たすかどうかを慎重に審査すべきである。また、契約保証金の免除の審査にあたり、財務規則99条2項3号の要件について審査したことを確認できる記録も作成されていないため、本契約の締結にあたりどのような審査がなされたかの確認することができない。そのため、契約保証金の免除審査にあたっては、かかる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等を記録しておくべきである。                             | 財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすかどうかについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容に明記することとした。公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

〔県土整備部住宅課〕

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                                    | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|--|--|--|------|
| 70 | 第24節 菊間第二県営住宅15、17号棟住居改善ガス設備工事（平成29年度） | 平成29年7月6日県土整備部都市整備局住宅課担当者が作成した決裁文書である随意契約理由書において、ガス事業法の改正を踏まえ、誤った内容が表記された。そのため、平成29年7月7日住宅課長らの決裁がなされ、さらに平成29年7月19日、指名業者選定審査会県土整備部会議にて財務規則115条、千葉県建設工事等指名業者選定審査会規定2条2項に基づき、承認されることとなったのである。随意契約の理由という契約事務における重要な事項について、現行法を踏まえず行われたことは、重大な問題である。今後は年度に跨って継続的に行う事業の場合、特に法改正に注意して契約事務を行うようにするべきである。 | 契約事務の執行に当たり、根拠法令等の確認を徹底し適正に行っていくものとし、特に継続的に行う事業の場合は法改正を注視し、再発防止に努める。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部住宅課]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名   | 結果（意見）の内容   | 対応状況等                             | 区分   |
|----|---|---|-----------------------------------|------|
| 71 | 第21節<br>（仮称）佐津間<br>県営住宅基本設計業務委託<br>（平成29年度） | 本節の契約においては、相手方からの代金請求書の日付が空欄となっていた。<br>契約書上、県の支払は、請求があつた日から30日以内とされており、これを過ぎると債務不履行となり、遅延損害金が発生する。そのため、請求があつた日が30日の経過の有無を判断する重要な起算点となるが、係る重要な事実が不明となることから、日付を記載させて提出させることが望ましい。 | 請求書の日付について、日付を記載するよう指導を徹底して行っていく。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

〔県土整備部海匠土木事務所〕

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名  | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|--|--|--|------|
| 72 | 第18節 国道道路改良委託（（仮称）時曽根橋梁詳細設計）                   | 財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。           | 財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容に明記することとした。公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。<br>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。 | 措置済み |
| 73 | 第20節 県単道路改良（幹線）委託（時曽根地区工事用道路検討）                | 具体的な入札者が決定されていない段階で、財務規則99条2項3号に該当するとされ、契約保証金を免除するとされている。財務規則99条2項3号は、履行をしない場合の損害賠償を担保する性質を有することから、具体的な落札者が決定した段階で、その履行実績、能力を調査し、その該当性が判断されなければならない。                       | 今後、簡易公募型指名競争入札においては、具体的な落札者が決定した段階で、その履行実績、能力を調査し、その該当性を判断することとした。   | 措置済み |
| 74 | 第30節 平成29年度一般国道126号山武東総道路二期整備国道道路改良事業の施行に関する委託 | 本節の契約のうち、「平成29年度一般国道126号山武東総道路二期整備国道道路改良事業の施行に関する委託契約に基づく資金計画について（受理）」と称する決裁文書につき、決裁日の記載が漏れている（もともと、担当者もそのことに気付いていた。）そのため、係る記載漏れが指摘されていた。そのため、係る文書については、速やかに適切な措置を講ずべきである。 | 記載が漏れていた決裁日について、記載済みである。   | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部海匠土木事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                              | 結果（意見）の内容  | 対応状況等   | 区分   |
|----|----------------------------------|--|---|------|
| 75 | 第3節 海岸基盤整備（復興）工事（目那川樋管ゲート製作据付工）  | 本件は比較的大型の工事といえるが、入札者の人数が少なく、公平な競争が確保されていないおそれがあるにもかかわらず、入札者が少ないおそれがある。担当課は、今後の発注業務の適正化の観点から、入札者数が少なかった原因について、入札参加資格の妥当性の検証も含めた調査等を行うことが望ましい。 | 近年、工事時期の集中や工事量の増加により技術者不足が課題となっており、本県においても技術者不足により入札参加を見合わせるケースがあることが業者に対するアンケートなどで明らかになっている。一般競争入札では、競争性の確保のため、20者以上の参加が見込める要件設定をしておき、当該工事の入札参加者が結果的に1者となっても、多くの業者が参加することが可能であったことから一般競争入札による公平性・競争性は保たれていると考えている。 | 対応済み |
| 76 | 第10節 海岸基盤整備（復興）工事（玉浦川樋管ゲート製作据付工） | 入札方式を採用するのは競争原理を働かせるためであり、そのためには一定程度の入札者数を確保する必要がある。担当課は、入札者数が低調であった場合には、その原因を調査するなどして入札者数の確保を図ることが望ましい。                                     | 指名競争入札で12者を指名し、競争の機会を確保した上で結果的に4者の入札となったものであり、競争原理は働いていると考えている。なお、入札辞退の辞退理由による調査と併せて、今後の発注事務の参考とするため、入札不調が続く案件などについては積算内容など必要に応じて調査を行うこととする。  | 対応済み |
| 77 | 第18節 国道道路改築委託（（仮称）時曾根橋橋梁詳細設計）    | 本件では、相手方から、契約の履行期間に関する延長申請がなされている。しかしながら、延長申請書には、日付の記載がなされていない。県における受付印により、県が受領した日付はわかるものの、不測の紛争を予防する観点から、日付の記載を要求すべきである。                    | 受託者から提出される延長申請書には日付の記載を要求することとする。   | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部山武土木事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                           | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|-------------------------------|---|---|------|
| 78 | 第34節 広域河川改修（復興）委託（施工計画検討外その2） | <p>財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。</p> <p>よって、県は、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。</p> | <p>財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容に明記することとした。</p> <p>公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。</p> <p>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。</p> | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部山武土木事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                                   | 結果（意見）の内容   | 対応状況等  | 区分   |
|----|---------------------------------------|---|--|------|
| 79 | 第34節 広域河川改修<br>(復興)委託(施工計画検<br>討外その2) | 個人情報の利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。<br>個人情報利用がない場合は、個人情報特記事項を規定する必要はないため、当該事項を契約書に規定しないことを要望する。 | 個人情報特記事項は必要に応じて添付することとされており、今後は必要な場合に当該特記事項を契約書に規定することとする。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部安房土木事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                           | 結果（意見）の内容   | 対応状況等  | 区分   |
|----|-------------------------------|---|--|------|
| 80 | 第5節 社会資本整備総合交付金工事（坂本・工事用進入路工） | 一般競争入札であるが、入札者が2者しかおらず、多くの参加者から業者を選定する一般競争入札の趣旨が実現されていない。入札参加資格などを再検討し、入札者の増加及び入札の活性化ができきないか検討するのが望ましい。 | 近年、工事時期の集中や工事量の増加により技術者不足が課題となっており、本県においても技術者不足により入札参加を見合わせるケースがあることが業者に対するアンケートなどで明らかになっている。一般競争入札では、競争性の確保のため、20者以上の参加が見込める要件設定をしており、当該工事の入札参加者が結果的に2者となっても、多くの業者が参加することが可能であることから一般競争入札による公平性・競争性は保たれていると考えている。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部木更津港湾事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                        | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|----------------------------|---|---|------|
| 81 | 第19節 県単港湾管理委託（木更津港湾施設定期点検） | <p>県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても具体的に調査を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、資料を添付の上、記録に残すべきである。</p>   | <p>財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容に明記することとした。</p> <p>公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。</p> <p>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。</p> | 措置済み |
| 82 | 第19節 県単港湾管理委託（木更津港湾施設定期点検） | <p>相手方からの請求書の受領後、支払審査中の出納課からの指摘により、入札時の調査基準価格の誤り（3万2400円）があったことが判明した。</p> <p>本件では落札者には影響するものではなかったが、入札の結果に影響を及ぼしうるものであろうから、今後はかかる誤りが発生しないよう、聞き取り調査等により算定誤りが生じた原因を調査し、再発防止策を講ずるべきである。また、その調査結果は報告書にまとめ、記録に残すべきである。</p> | <p>本件は、調査基準価格算定表の入力数値に誤りがあったために発生したものである。</p> <p>現在は、入力ミスが発見されるよう算定表の様式を改良するとともに、算出者の他、確認者2名が検算し算定誤りを防止している。</p> <p>平成30年4月20日付けで港湾課と木更津港湾事務所の連名で報告書を作成し、庁内関係各課に報告の上、当該案件の契約書類とともに編冊保管している。</p>   | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部木更津港湾事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                                     | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分 |
|----|---|--|---|----|
| 83 | 第36節 県単災害関連（港湾）及び県単港湾管理合併委託（浜金谷港被災施設測量） | <p>契約保証金の免除については、相手方の規模や財務状況等を確認でききょうかを慎重に審査すべきである。</p> <p>また、契約保証金の免除審査にあたっては、いかなる資料に基づき、いかなる判断をしたのか等について、書面として記録に残しておくべきである。</p> | <p>財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容に明記することとした。</p> <p>公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。</p> <p>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。</p> |    |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部木更津港湾事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                                     | 結果（意見）の内容  | 対応状況等  | 区分   |
|----|---|--|--|------|
| 84 | 第19節 県単港湾管理委託（木更津港湾施設定期点検）              | 個人情報利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。個人情報利用がない場合は、個人情報特記事項を契約書に規定しないことを要望する。                            | 個人情報特記事項は必要に応じて添付することとされており、今後は必要な場合に当該特記事項を契約書に規定することとする。   | 対応済み |
| 85 | 第36節 県単災害関連（港湾）及び県単港湾管理合併委託（浜金谷港被災施設測量） | 協会から可能な業者が2者以上ある場合には、2者以上の業者を推薦してもらい、推薦された業者からそれぞれ簡易な見積書を取り、最も低い金額を提示した業者と契約をすることができないかどうか検討してみることが望ましい。 | 公共土木施設等が台風などの異常気象により被災した場合、その災害応急業務を実施するにあたり、県と各業界団体（以下「協会」という。）は被害の拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的として、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務協定」（以下「災害協定」という。）を締結している。協会は災害協定に基づき、あらかじめ会員の中から災害応急業務を実施する業者を定めて実施体制表を作成するとともに、緊急な要請に対応できるよう技術者等の確保や動員方法を定めており、これによって、緊急時における早急な事業着手が可能となっている。<br>2 者以上の業者から見積書を徴する場合は、その準備等に時間を要し、早急な事業着手という本来の目的が失われてしまうことかから、従来の方式にて実施することとする。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部北千葉道路建設事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                        | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|----------------------------|---|---|------|
| 86 | 第29節 県単道路改良（幹線）委託（積算業務その2） | <p>財務規則99条2項3号は、入札参加資格の保有や過去の契約の履行状況に加えて、「かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」との要件も定めており、契約締結時において相手方に契約履行能力があることも必要としている。</p> <p>よって、県は、契約締結時における相手方の契約履行能力の有無についても調査を行うべきである。</p> | <p>財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容に明記することとした。</p> <p>公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。</p> <p>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。</p> | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

〔県土整備部北千葉道路建設事務所〕

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名  | 結果（意見）の内容  | 対応状況等   | 区分   |
|----|--|--|---|------|
| 87 | 第2節 社会資本総合交付金工事（仮称土屋橋本線P6・BランプP3・CランプP4橋脚） | 本契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札が実施されている。県は入札参加者数を20者以上と見込んでいたが、実際に入札に参加したのは2者であり、県の見込みを大きく下回った。この点、一般的にも、入札参加者が20者以上、一般競争入札の利点である競争原理が十分に機能しているとは言えない。<br>そこで、県は、本契約の入札参加資格要件（例えば、地域要件や施工実績等）が妥当であったのかを検証し、今後類似の契約の一般競争入札を実施する際は、必要に応じて入札参加資格を緩和するなどの措置をとることが望ましい。 | 近年、工事時期の集中や工事量の増加により技術者不足が課題となっており、本県においても技術者不足により入札参加を見合わせるケースがあることが業者に対するアンケートなどで明らかになっている。一般競争入札では、競争性の確保のため、20者以上の参加が見込める要件設定をしており、当該工事の入札参加者が結果的に2者となっても、多くの業者が参加することが可能であつたことから一般競争入札による公平性・競争性は保たれていると考えている。 | 対応済み |
| 88 | 第29節 県単道路改良（幹線）委託（積算業務その2）                 | 本契約の秘密保持条項は、第三者への漏洩を禁止するが、目的外使用の禁止までは定めず、本契約に基づき開示した情報が、全く無関係の機会に相手方に利用されようことを防ぐためには、規定が不十分である。そこで、今後同種の契約を締結する際は、これらの点についても秘密保持条項に規定することが望ましい。<br>また、必須とはいえないが、一定の場合に秘密情報の開示を例外的に認める旨の条項を規定する場合もあり得るため、この点についてもその要否を検討することが望ましい。                          | 本件契約は、業務委託仕様書により、県の積算基準に基づき、受注者が設計書のデータ入力等を行う事務の委託である。<br>本件契約により、県から受注者に提供される情報は、全て公開対象となるものであり、本件契約では、目的外使用という問題は生じないものである。   | 対応済み |



平成30年度包括外部監査

[県土整備部亀山・片倉ダム管理事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                         | 結果（意見）の内容   | 対応状況等  | 区分   |
|----|-----------------------------|---|--|------|
| 91 | 第16節 河川総合開発委託（片倉ダム長寿命化計画策定） | 専門家意見聴取会における検討結果は、追加調査（変更契約）の必要性に基づき、どのようなから、いかなる資料に基づき、どのような検討を行った結果、どのような追加調査が必要となったのかを読み取れる程度の記載の記載をすることが望ましい。 | 専門家意見聴取会で使用した協議資料を完成書類と同様に書面ファイルで保管することとした。また、専門家からの意見を踏まえて、追加調査が必要になったことがわかるように記録簿に記述を追加した。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部高滝ダム管理事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                         | 結果（意見）の内容  | 対応状況等  | 区分   |
|----|-----------------------------|--|--|------|
| 92 | 第12節 県単河川総合開発工事（貯水池内堆積土砂掘削） | 個人情報の利用がないにもかかわらず、個人情報特記事項が契約書に規定されていた。個人情報特記事項の利用がない場合は、個人情報特記事項を規定する必要はないため、当該事項を契約書に規定しないことを要望する。 | 個人情報特記事項は必要に応じて添付することとされており、今後は必要な場合に当該特記事項を契約書に規定することとする。 | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

〔県土整備部流山区画整理事務所〕

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                      | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|----|--------------------------|---|---|------|
| 93 | 第14節 平成29年度木地区画地確定測量業務委託 | 入札参加資格要件として、「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることが設定されているところ、そもそも「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であるものも含め、一般的に測量とは異なるものも含めない。地区画整理事業に精通している業者が、また、同協会の会員数（賛助会員を含む）が、県内でわずか3しかいない（東京でも49）ことから、土地区画整理事業に精通している業者が一般に加入する協会であるとも考え難い。さらに、要件に該当する業者数が少ないことから、競争性が阻害されていると言わざるを得ない。そこで、入札参加資格要件から「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であることを除外するべきである。 | 令和元年度の木地区画地確定測量業務委託の指名業者の選定にあたっては、入札参加資格要件から、「公益社団法人街づくり区画整理協会」の会員であるという条件を外し実施している。  | 措置済み |
| 94 | 第14節 平成29年度木地区画地確定測量業務委託 | 県は、契約締結時における相手方の財務状況等、契約履行能力の有無についても検討を行うべきである。そして、財務規則99条2項3号の要件の具備につき、調査した結果を報告書にまとめ、資料を添付の上、記録に残すべきである。  | 財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容を起案に明記することとした。<br>公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業者が履行されないおそれがないかの判断を行う。<br>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。 | 措置済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部流山区画整理事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【意見】

| No | 事項名                            | 結果（意見）の内容   | 対応状況等  | 区分   |
|----|--------------------------------|---|--|------|
| 95 | 第4節 県単運動公園周辺地区整備工事（2号調整池排水設備）  | <p>本件については、入札参加者数を20者程度と見込んで総合評価方式（特別簡易型）による競争入札を行ったものの、入札者数は予想を大きく下回り、わずか2者がとどまっていた。担当課は、入札参加者が低調であった原因について特段調査を行っていないが、いうまでもなく、入札方式を採用するのは競争原理を働かせるためであり、そのためには一定程度の入札者数を確保する必要がある。</p> <p>担当課は、入札者数が低調であった場合には、入札参加資格の妥当性の検証も含め、その原因を調査するなどして入札者数の確保を図ることが望ましい。</p>    | <p>近年、工事時期の集中や工事量の増加により技術者不足が課題となっており、本県においても技術者不足により入札参加を見合わせるケースがあることが業者に対するアンケートなどで明らかになっている。一般競争入札では、競争性の確保のため、20者以上の参加が見込める要件設定をしており、当該工事の入札参加者が結果的に2者となっても、多くの業者が参加することが可能であったことから一般競争入札による公平性・競争性は保たれていると考えている。</p> | 対応済み |
| 96 | 第6節 公共運動公園周辺地区整備工事（46-1街区外粗造成） | <p>本契約の相手方を選定するに当たり、事後審査型の一般競争入札が実施されている。県は入札参加者数を20者以上と見込んでいたが、実際に入札に参加したのは3者であり、県の見込みを大きく下回った。この点、一般的に、入札参加者が3者では一般競争入札の利点である競争原理が十分に機能しているとは言いがたい。</p> <p>そこで、県は、本契約の入札参加資格要件（例えば、地域要件や施工実績等）が妥当であったのかを検証し、今後類似の契約の一般競争入札を実施する際は、必要に応じて入札参加資格を緩和するなどの措置をとることが望ましい。</p> | <p>近年、工事時期の集中や工事量の増加により技術者不足が課題となっており、本県においても技術者不足により入札参加を見合わせるケースがあることが業者に対するアンケートなどで明らかになっている。一般競争入札では、競争性の確保のため、20者以上の参加が見込める要件設定をしており、当該工事の入札参加者が結果的に3者となっても、多くの業者が参加することが可能であったことから一般競争入札による公平性・競争性は保たれていると考えている。</p> | 対応済み |

平成30年度包括外部監査

[県土整備部江戸川下水道事務所]

県が国及び地方公共団体以外の法人又は個人と締結する契約であって、県の収入又は支出の原因となる契約全般の契約事務

【指摘】

| No | 事項名                           | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|----|-------------------------------|--|--|------|
| 97 | 第17節 江戸川第一終末処理場設備資材価格特別調査業務委託 | 財務規則99条の規定ぶりからすると、契約保証金を免除することはあくまで例外的な扱いであることが明らかなかであり、したがって免除するための検討は慎重に行うべきである。そのため、いかなる具体的事実が存在し、それが上記条項に該当しているのかについての調査検討を行い、その検討経緯（結果）については書面として残しておくべきである。  | 財務規則第99条第2項第3号を適用し、契約保証金の免除をする場合は、同規定の要件を満たすか否かについて、次により慎重な審査を行うこととし、その内容に明記することとした。<br>公的団体が運営する企業情報データベース等により県、国及び地方公共団体との同種同規模の契約及びその履行実績の確認を行い、契約を締結しようとする業務が履行されないおそれがないかの判断を行う。<br>なお、契約に関する不正行為、債務不履行、虚偽報告及び金銭的信用を著しく欠くと認められる場合があった者については、入札参加資格の取消し及び一定期間の指名停止措置を行うこととしており、予め、契約の相手方から排除されている。 | 措置済み |
| 98 | 第25節 江戸川幹線845工区関連付帯工事（その2）    | 県は、施工を監督する者として、監督職員を定め、現場での受注者に対する指示、詳細図の承諾、工程の管理、工事材料及び施工状況の検査等の権限を与えている。しかし、監督職員の監督の具体的実施状況については、書類が作成されないため、口頭で報告されていても、上司がその報告内容を正確に把握し、記憶し、後にその報告を資料として利用することは困難である。<br>よって、監督職員の監督については、報告書や日報を作成し、これらの書類をもって報告するよう改めるべきである。 | 監督職員が指示・承諾・協議等の権限を受注者に行使用するにあり、契約書及び仕様書に基づき、上司（総括監督員、主任監督員等）の了承を得て書面で行っている。<br>また、工事の確認及び立会い等を行った時には、その結果を受注者から書面による提出を受けて上司に報告している。<br>よって、施工を監督する上での必要な書類は作成されており、指摘にあるような（上司に対する）報告書や日報を現状以上に新たに作成する必要はないものと考ええる。   | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名   | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分 |
|-----|---|--|---|----|
| 99  | I 総合的事項に関する監査の結果<br>5 ベンチマークシステムについて<br>ベンチマークシステムの病院局によるモニタリングについて | 平成31年2月にベンチマークシステムを導入しているものの、利活用の程度は各病院に委ねられている状況といえ、ベンチマークシステム導入による適時適切なタイムリングでの効果測定や病院ごとの具体的な削減目標の設定・達成状況の確認などの、病院局としてモニタリング体制が十分とは言えない状況である。<br>ベンチマークシステムを病院局として導入しているため、各病院に一任するのではなく、病院局として各病院において十分に活用できるようモニタリング体制を整備、運用する必要がある。   | 各病院のベンチマークシステムの運用状況については、経営管理課職員の方でもデータアワードが適時行われているかの確認を定期的に実施している。<br>具体的な削減目標の設定や達成状況の確認方法等については、次期経営改革プランの経費抑制の目標設定と併せて検討を実施していく。 | 継続 |
| 100 | 6 財務会計システムについて<br>未収金管理表上のマイナス残高について                                | 今回現地調査対象として選定した3病院のいづれにおいても、未収金管理表において、未収金項目の残高がマイナスとなっており備考欄に「残高エラー」と表示されるデータが多数存在している。<br>財務会計システムの入替えの際に前システムから円滑に引き継ぐことができなかつたエラーデータであり、マイナス残高は存在することからの、対となるプラス残高が存在することから未収金総額としての誤りはないと説明を受けたが、これが仮に正しいとしても、各病院における効率的な債権管理の視点から、マイナス残高の整理を行う必要がある。なお、必要に応じ財務会計システムのベンダーとも協議すべきである。 | 財務会計システムにおける未収金額のマイナス残高の確認・整理を進めるとともに、財務会計システムの改修が必要な場合はベンダーと協議を行うこととする。  | 継続 |

令和元年度包括外部監査

[病院局経営管理課]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名   | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|-----|---|---|---|------|
| 101 | V 過年度指摘事項に関する監査の結果<br>1 平成25年度包括外部監査の結果等について措置等として公表した指摘に一部未措置が含まれていることについて | 平成25年度の包括外部監査の指摘事項115件に対して措置済みは107件、継続中は8件と公表しているが、今回の包括外部監査において措置済み状況を再度ヒアリングしたところ、措置済み107件のうち21件（19.6%）が全部未措置及び一部未措置となっている。これは、所管課が「検討を進めている」、「することとした」という段階で措置済みとして報告していること、また、その後の状況について本庁の経営管理課などのしかるべき部署が継続的にモニタリングをしていないことから生じたものである。今後、同様の事態が生じないように、措置済みとする時点や措置済みとされ報告された事項が確実に完了されるように体制を構築された | 例年、経営管理課職員が現地向いて実施している（年1,2回）、会計現地審査等を活用し、未措置となつておるものにつき、継続的にモニタリングを実施し、措置済みとなるように体制を構築し、未措置案件については病院と経営管理課において解決可能な方策を検討することとした。 | 措置済み |
| 102 | (総括的事項)<br>返戻レセプトの処理の明文化について  | 各病院の医事経営課等における実務として、例月の返戻の発生、再請求の確認、長期返戻案件の滞留状況に対する牽制等について、会計事務処理要領等への明文化をされた。  | 例月の返戻の発生、再請求の確認、長期返戻案件の滞留状況に対する牽制の手順、考え方を整理した。会計事務処理要領への明文化について引き続き検討することとする。   | 継続   |
| 103 | 保留レセプトの処理の明文化について   | 各病院の医事経営課等における実務として、例月の保留レセプトの発生、請求の確認、長期保留案件の滞留状況に対する牽制等の実施について、会計事務処理要領等への明文化をされた。  | 例月の保留レセプトの発生、請求の確認、長期保留案件の滞留状況に対する牽制の手順、考え方を整理した。会計事務処理要領への明文化について引き続き検討することとする。  | 継続   |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名  | 結果（意見）の内容  | 対応状況等  | 区分   |
|-----|--|--|--|------|
| 104 | <p>I 総合的事項に関する監査の結果</p> <p>1 病院局の体制について人材と専門性の不足への対応について</p> | <p>経営管理課の回答では、病院局として制約なく弾力的な人事制度の運用が可能とのことであり、それを前提とすれば、民間病院事務経験者や診療情報管理士、病院コンピュータシステム等の外部人材の大幅な採用（例えば今後数年間は毎年10名程度）により病院事業の専門家の割合を増やし、併せて病院局配属職員の内籍長期化（例えば最低5年から10年程度）させ、この間に経営管理課と各病院の事務局両方を経験させるとともに、経営管理課及び各病院とも事務局職員の専門性と人材が徹底的に不足していることを早急に解消する必要がある。さらに、各病院では日常の病院運営管理で、何が問題か、何をすべきかなどを充分理解していないケースも多く見受けられるので、その教育も必要である。経営管理課職員が頻繁に各病院に出向き（十分な専門的スキルを身に付けていることが前提）、管理状況のチェックや不備な部分の改善指導などを実施すべきであるし、研修会の開催や外部のコソナルの活用などの検討も必要である。</p> | <p>外部人材の採用については、民間病院事務経験者の確保のため、令和3年4月向けでは、2名の募集に対して5名の応募があり2名が最終合格したところである。診療情報管理士等についても、確保の方法について検討しているところである。</p> <p>在籍長期化については、職員の希望等に配慮しながら、他部局からの病院局勤務経験者等の出向採用、病院局内での人事異動を行った。</p> <p>事務職員の教育については、令和2年度は、11月1日現在、事務職員向けの研修等を延べ19名に実施し、今後は、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、各病院に出向き契約関係等について指導を行う。</p> <p>引き続き、これらの取り組みを継続しながら、事務職員の専門性の向上を図っていく。</p> | 対応済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名                                  | 結果（意見）の内容   | 対応状況等  | 区分          |
|-----|--------------------------------------|---|--|-------------|
| 105 | <p>2 各種会議体について<br/>各会議体の洗い直しについて</p> | <p>各会議体の重要度等を再度洗い直し、重要度が低い会議、内容が重複する会議等はなるべく統合し、会議資料は電子ファイル化、大部分が通知事項の会議はLAN等で対応などの検討が望ましい。</p> <p>会議での決定事項、周知事項に対して、目標達成、未達成に対するインセンティブが無いが、年間評価等が例えばボーナス査定等に反映されるなどのインセンティブ対応を検討できないか。</p> <p>また、重要決定事項、確認事項については、一部の病院では議事録を作成せず、ボイスレコーダーへの録音などを行っているとのことであるが、参加者やそれ以外の職員が簡単に確認・振返りができるように、簡易でも議事メモがあつたほうが良いと考える。</p> <p>さらに、6病院間の情報共有や課題、意見の共有、病院局としての課題対応等を図るため6病院の各階層での会議は必要である。特に現在は実施されていない経営企画戦略室と各病院への兼務者（派遣者）の会議や各担当レベルでの会議は、各担当者が自病院の業務だけでは気づかないことも発見できるようなメリットがある。</p> | <p>各会議体については毎年度見直しを行い、構成員の削減を行い最低限の人数での実施、会議時間の短縮が難しい場合は、隔月とする等、職員の会議参加に加わる時間を縮減する。</p> <p>また、今年度から感染症対策の一環としてオンラインやメール会議の導入を行っている。</p> <p>目標達成等に対する評価等については、地方公務員法に定める人事評価制度に基づき給与等への反映を行っているところである。</p> <p>会議の議事録は作成後に関係職員に対しメールでの供覧や資料の多いものについては電子ファイル化して院内共有ハードディスクに入れ閲覧出来るようにしている。</p> <p>各病院で実施している一部会議に、情報共有や課題対応等を図るため病院局職員が出席する等の対応をしている。</p> | <p>対応済み</p> |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No | 事項名                             | 結果（意見）の内容  | 対応状況等   | 区分        |
|----|---------------------------------|--|---|-----------|
| 3  | 新公立病院改革プランについて<br>計画の適時な見直しについて | <p>大きな前提条件変更があるのに、計画の適時な見直しをせずに、結果が出てから計画と実績の差異分析で、差異の要因として前提条件が変ったことを指摘するのでは、適切なPDCA (PLAN→DO→CHECK→ACTION) サイクルが機能しない。</p> <p>新改革プランに基づく計画値は、病院局全体及び各病院において、赤字額の年々増加、患者数の減少、医師数減少、病床利用率低迷(病床数過剰)、繰入金(負担金・交付金)増加などの状況を改善するための主要な指標となるものである。</p> <p>正式な見直しには策定時と同様の承認プロセスが必要と見直しパージョンとして策定し、適切に計画・実績管理をする必要がある。</p> <p>計画値は、実現可能な範囲でなければ、現場の達成意欲はわかないし、達成自体も困難である。新改革プランの内容は良く、専門家による検討を経て策定したもので、これをすぐに修正・更新することは求めないが、病院局として前提条件を更新した、頑張れば実現可能な水準の目標値を各病院に提示して、各現場はそれを達成するために努力・工夫する形を作るべきである。</p> | <p>現在、次期改革プランの策定作業を進めているところであり、次期改革プランにおける各年度の数値目標設定及びその進捗管理の方法について、外部有識者の意見を聞きながら、検討を行う。</p> | <p>継続</p> |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名                                   | 結果（意見）の内容   | 対応状況等  | 区分   |
|-----|---------------------------------------|---|--|------|
| 107 | 4 経営形態について<br>経営形態の見直しの検討不足について       | 「千葉県立病院新改革プラン」が平成29年6月に策定されて数年が経過しているものの、地方独立行政法人への移行に関する検討がなされているとはいえない状況である。<br>千葉県立病院事業には一例として以下の課題が確認されているところであるが、経営形態を地方独立行政法人へ移行することにより、改善が図られることも見込まれる。<br>以下を踏まえ、千葉県立病院事業についても地方独立行政法人への移行等の経営形態の見直しについて、十分な検討を行われない。 | 経営形態の見直しが必要か、次期改革プランの策定作業の中で外部有識者の意見を聞きながら検討していく。  | 継続   |
| 108 | 5 ベンチマークシステムについて<br>ベンチマークシステムの活用について | ベンチマークシステムによるとがんセンター、こども病院では、材料の購入実績価格が全体平均の価格よりも高い価格で購入している。ウエイトが高いとの実績が示されている。令和元年度の契約更新に当たり、ベンチマークシステムを活用し、平均より高い金額で仕入れている診療材料については、ベンチマークの情報を基に品目の変更や価格交渉等により価格の適正化を目指すとともにさらなる費用削減に役立てる必要がある。                            | 現状、がんセンター及びこども病院で採用している一部の診療材料について、購入価格がベンチマーク上の平均価格より高い状況にあることは把握している。これらの病院では特に、外科、整形外科、消化器内科、一般消耗品等の購入価格が高い傾向にあるため、今後引き続き、納入業者との価格交渉や、同種同効品への切り替え等を実施することによって、更なる費用削減を実施していく。 | 対応済み |
| 109 | ベンチマークシステムの情報の活用について                  | 他法人において医薬品の入札にあたり、医薬品卸大手4社の談合疑惑が令和元年12月に報道されていることから、直接的に談合の兆候等を検出することは期待されないものの、過度に高い価格での医薬品の購入を防止し医薬品費を削減する観点から、佐原病院以外の病院においても医薬品についてベンチマークシステムの早期の活用が望まれる。  | 医薬品ベンチマークについては、佐原病院に続き、がんセンター、こども病院、循環器病センターにおいても相次いで運用を開始した。残る2病院についても、導入に向けて準備を進めていく。  | 継続   |

令和元年度包括外部監査

[病院局がんセンター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名  | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|-----|--|--|--|------|
| 110 | II がんセンターに関する監査の結果<br>1 繰入金（負担金・交付金）算定事務について繰入金申請金額の計上漏れについて | 繰入金（負担金・交付金）は毎年110億円以上が県の一般会計から支出される重要な資金であり、県としての高度医療、救急医療、不採算医療等を支える大事なものである。したがって、その使い方だけでなく、県からの繰入金額（負担額・交付額）を算定することも慎重にかつ適切に行われる必要がある。がんセンターでは、一般会計繰出基準で認められた対象項目や計算要素の意味、その集計方法を各担当者や管理者が正しく理解し、計算された申請額が正確かどうかとも管理者により検証される必要がある。   | 事務局の担当者のみならず、管理職による検証ができるよう、ダブルチェックを導入することとした。                                     | 措置済み |
| 111 | 2 電子カルテシステムのバグ（不具合）について<br>電子カルテシステムの定期的な検証について              | 電子カルテシステムは、病院での診療行為に係る重要情報を管理する根幹のシステムである。これを利用しようとする限りは、システムの正確性・信頼性は必須条件である。そのシステムの不具合は軽微ではあるにせよ6年間も気が付かなかつたというものは、そのような体制下で、そもそも電子カルテシステムを使ってもいいのかとの疑問すら生じる。データ入力者とは別な者（別な部署）による入力チェック、インプットとアウトプットの整合性の定期的なサンプルチェックなどを実施するとともに、前提として医療従事者がシステムを含めて正當な注意義務を果たすこと、さらにベンダー、システム管理会社との密接なコミュニケーションの維持も必要である。 | インプットとアウトプットの整合性に係るチェック制度を導入した。異常を感じた場合、速やかにベンダー、システム会社、がんセンターの3者間で協議する体制をとることとした。 | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局がんセンター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                                    | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|-----|--|--|--|------|
| 112 | 3 診療報酬請求管理について<br>個室料金の算定「室料差額の徴収」について | 個室入室日以降に病室使用同意書が患者から提出されているケースにおいて、個室入室期間において患者より室料の徴収がされている。室料差額の徴収は患者の同意が書面でなされた以後に行われるべきであるため、個室使用日と同意書の署名記載日を確認し、同意された日から徴収を行う必要がある。厚生局の適時調査等において指摘事項とされた例もあるため留意が必要である。 | 個室入室日に同意書を書いてもらうことを徹底することとした。<br>また、同意書の署名記載日から室料差額を徴収することとした。           | 措置済み |
| 113 | 重症者等療養環境特別加算(A221)について                 | 重症者等療養環境特別加算については、毎月1回の検証数値及び患者リストの保管を行い、かつ検証数値と対象の病床数の整合性を確認する必要がある。そのため、加算重症部屋に係るデータを毎月収集し算定要件を満たしているか等を確認のうえ、当該加算に係る情報を適切に把握・管理する必要がある。                                   | 毎月、加算重症部屋に係る重症患者リストの作成及び重症患者の割合の算出を行い、算定要件を満たしているか等を確認の上、関係資料を保管することとした。 | 措置済み |
| 114 | 患者サポート体制充実加算(A234-3)について               | 患者サポート体制充実加算は、患者支援に係る取組の評価を行うカンファレンスの実施記録が必要であることから、毎週のカンファレンスの開催と各部担当者の出席及び議事内容について適切に記録する必要がある。  | 毎週のカンファレンスの開催と各部担当者の出席及び議事内容について適切に記録することとした。                            | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                            | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|-----|--------------------------------|--|--|------|
| 115 | 入院基本料算定要件の一つである「入院診療計画」の記載について | <p>電子カルテ内の入院診療計画書をサンプルで確認したところ、記載項目が空欄（未記載）のままとなっていた。また、主治医氏名の記載においてシステムでの印字のみで主治医の押印又はサインがなかった。</p> <p>記載項目に該当がない場合であっても、該当欄に「（該当）なし」又は「未定」、「パスに記載」と記載する等、空欄、未記載を残さない旨、及び主治医氏名においてはフルネームで適切に印字（記載）し主治医の押印又はサインが必要である旨を関係職種及び医師に対して周知徹底する必要がある。なお、主治医の押印等については指摘されている医療機関もあるため改善する必要がある。</p> | <p>「入院診療計画書」を作成の際、検査内容及び日程、手術内容及び日程の記載漏れ、押印漏れがないように医師等へ周知した。</p> | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No | 事項名                           | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等                                       | 区分   |
|----|-------------------------------|---|---|------|
| 4  | <p>医療未収金管理について入金差額の分析について</p> | <p>がんセンターにおいては、医事委託先において入金差額を分析し、調整金を算出しているものの、センター職員へはその分析結果が共有されておらず、またセンター職員からの求めもなかった。調整金は請求額、査定額、返戻額、決定額の差額として算出されることから、調整金が発生するとうことはこれらいずれかあるいは複数の金額が誤っていることとなる。会計処理の視点からこれらに誤りがある場合の影響は以下のおりである。なお、決定額は点数ではなく円単位で通知されることから、転記誤りを除き影響はない。</p> <p>○請求額…毎月計上される保険請求に係る未収金及び診療収益の金額が誤っていることから、決算書における未収金及び診療収益の正確性に影響を及ぼす。</p> <p>○査定額及び返戻額…がんセンターでは入金差額を全て一括して会計処理していることから、実質的には会計上の影響はないといえる。</p> <p>また、調整金の発生原因は、単純な転記ミスや手計算による点数から円への換算誤りを除くと、医事システムによる点数から円への換算精度の問題がある可能性もあり、医事経営データによる正確な経営成績の把握・分析の観点からも問題がある。未収金及び診療収益計上額の正確性を担保するため、また医事システムによる点数から円への換算精度を検証するためにも、医事委託先と協働して調整金の発生状況を月次でモニタリングし、多額の調整金の発生が認められる場合には、その原因を調査し適切に措置することが必要である。</p> | <p>医事委託先と協働して調整金の発生状況を月次でモニタリングすることとした。</p> | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局がんセンター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名  | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等  | 区分 |
|-----|--|---|--|----|
| 117 | 5 患者未収金残高管理について<br>医事会計システムと財務会計システムとの未収金額の不一致について | がんセンターにおける平成31年3月末日現在の、医事会計システム及び財務会計システムの平成30年度発生債権の金額に差異が生じている。<br>また、差異について分析は行っておらず、差異要因は一定程度把握されているもの、その影響額は把握されていないことから、当該差異について説明することができない。<br>適切な未収金残高管理のため、少なくとも年度末等、定期的に両者の残高を照合し、整合性を確保することが必要である。また、残高が不整合の場合、その原因の調査を行い適切な措置を行うことが必要である。 | 随時更新される医事会計システムのデータにあわせて、起票等を確実に、毎月の新規発生分については、財務システムとの未収調定額と医事会計システムの未収患者一覧を照合し、誤りがないか確認することとした。<br>確認が困難な過年度分については、今後、適切な措置をとるようにする。 | 継続 |

令和元年度包括外部監査

[病院局がんセンター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名            | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分 |
|-----|----------------|---|---|----|
| 118 | 患者未収金の計上時期について | <p>がんセンターにおいて、患者負担金の未収金（及び収益）の計上時期は、請求書発行日が属する月として、「千葉県病院局会計事務処理要領」においては請求書発行日が属する月ではなく、診療月で計上することとされている。</p> <p>地方公営企業会計が依るべき企業会計原則及び上記要領に沿う観点から、また保険請求分の整合性からも、患者未収金は診療月で計上すべきである。なお、診療月と請求月が同一のケースの処理を変更する必要はない。</p> <p>また、未収金計上後に負担割合の変更等で請求額が変更されることがあるが、財務会計システムへの反映は翌年度になされている。</p> <p>「千葉県病院局会計事務処理要領」においては特段の事情がある場合のみ翌年度に財務会計システム上へ反映させることが認められているにすぎず、原則として年度内に反映させる必要がある。</p> | <p>未収金の計上時期については、現在使用している医事システム等にて計上時期の変更ができるかどうか、また変更に伴う医事データ等への影響を検討することとした。</p> <p>また、医事システムにおける未収金計上後の請求金額変更については、財務システムへ反映できるよう作業方法を検討することとした。</p> | 継続 |

令和元年度包括外部監査

[病院局がんセンター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                            | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|-----|--------------------------------|---|---|------|
| 119 | SPD業者及び棚卸資産の管理について<br>棚卸誤差について | <p>SPD業者が病院へ棚卸誤差の内容及び理由を報告していないため、病院は棚卸誤差の内容及び理由を把握できていない。</p> <p>棚卸資産管理上棚卸誤差は不適切な払出しがなかつたか、払出し時等の処理誤りがなかつたかなどを調査するために有用な情報であるため、棚卸誤差の発生内容、原因を病院職員へ伝達するようにSPD業者に求めるべきである。</p> <p>また、SPD業者が直接、帳簿数量を実カウント数量へ修正しているため、承認済みの「差異理由書」に基づいた修正処理となっていない。実地棚卸マニュアルに定めているとおり、承認済みの「差異理由書」に基づいて帳簿数量の修正処理を行う必要がある。</p> <p>また、通常の診療材料費とは区別して伝票処理する必要がある。</p> | <p>SPD業者が誤差を確認した時点で、内容及び理由を病院側に報告するよう求めることとした。</p> <p>また、マニュアルに従い、帳簿数量の修正処理を行うこととした。伝票処理については、SPD業者の現状の物品管理システムでは区別して処理することが難しいとあり、対応を検討する。</p> | 継続   |
| 120 | 月次報告書の作成について                   | <p>診療材料についてSPD業者より月次報告書を受領しているが、仕様書に定めのある項目のうち部署別未端在庫金額と品目数、部署別使用金額と品目数を受領していない。また、分類別中央在庫金額と品目数のうち品目数を受領していない。</p> <p>管理コストの増大や在庫水準の増加といったリスクへつながるおそれもあることから適切な在庫管理のためにSPD業者から仕様書に定めのある全ての情報を受領する必要がある。</p>  | <p>仕様書に定めのある項目はすべて報告書を受領することとした。</p>  | 措置済み |

## 県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

## 【指摘】

| No  | 事項名                  | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|-----|----------------------|---|---|------|
| 121 | 実地棚卸資料の保管について        | 実際に棚卸を実施した際の手書きの棚卸資料については廃棄していた。事後の検証可能性を担保するため、また適切に棚卸が実施されたことの証明として、手書きの棚卸資料も決裁資料の添付書類として保管する必要がある。     | 手書きの棚卸資料について、決裁時から添付し、決裁後に保管することとした。                | 措置済み |
| 122 | 規程、マニュアルの周知徹底について    | 実地棚卸の実施方法や留意点について事前周知がなされていない。指摘事項が多数あることから、よくある誤り事例を示すなど明瞭で簡潔な資料を使用し、マニュアルに従い事前に実地棚卸担当者に周知の場を設ける必要がある。   | 実地棚卸を行う日程を事前に該当部署に連絡し、実施方法、留意点等のマニュアルも併せて周知することとした。 | 措置済み |
| 123 | 棚卸表の記載に使用する筆記用具について  | 棚卸表の記載がマニュアルどおり行われていない。マニュアルに記載のとおり、ボールペン又はサインペンで記入する必要がある。   | マニュアルへの記載どおり、ボールペン又はサインペンで記入することを周知徹底した。            | 措置済み |
| 124 | 数量0の品目の棚卸表への記載方法について | 診療材料の実地棚卸時における記録に、数量がブラケットになっていたり品目が散見されたが、数量が0である品目については、不適切な数量変更等の防止、カウン트의事実を明確に示すために、「0」や「-」を記載すべきである。 | 棚卸時に数量がゼロであれば、「0」や「-」を記載することとし、事務局において確認することとした。    | 措置済み |
| 125 | 棚卸のカウンント方法について       | 棚卸を実施する際に、在庫リストの順番で現物をカウンントする方法となっている部署がある。棚卸のカウンント漏れを防止するためには、現物から在庫リストの順番でカウンントする必要がある。                 | 現物をカウンントしながら、在庫リストに記載するよう周知徹底することとした。               | 措置済み |
| 126 | 病棟保管分の薬品に関する棚卸について   | 病棟保管分の薬品は概算で500万円程度であることである。適正な費用、棚卸資産を計上するためにも年度末においては棚卸の対象とすることが必要である。                                  | 病棟管理分の薬品について、令和2年度末の棚卸資産として計上することとした。               | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局がんセンター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                            | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等  | 区分   |
|-----|--------------------------------|---|--|------|
| 127 | SPD業者からの廃棄情報について               | 病院はSPD業者より廃棄情報の報告を受け、廃棄品目、廃棄額及びその理由を把握する必要があり、また、当該把握結果につき院内決裁を行う必要がある。なお、会計上は目「資産減耗費」節「棚卸資産減耗費」として処理し、通常の診療材料費とは区別する必要がある。   | 薬剤部及びSPD業者から廃棄情報の報告を受け、当該内容を院内で共有するとともに、通常の診療材料費とは区分して処理を行うこととした。                            | 措置済み |
| 128 | 7 固定資産管理について<br>固定資産実査の基準日について | 病院局より各病院に対して依頼している固定資産実査の基準日は9月30日であるが、固定資産管理要領で定めている固定資産実査の基準日は3月31日であり、基準日が固定資産管理要領に準拠していない。<br>固定資産管理要領に基づいて固定資産実査を行う必要がある。  | 固定資産管理要領に基づき、令和2年度から基準日を3月31日として固定資産実査を行うこととした。  | 措置済み |
| 129 | 固定資産実査により判明した不明資産について          | 平成30年度に実施した固定資産実査の資料において、実査確認欄が「空欄」である資産や「不明」と記載されている資産が散見された。固定資産実査は、固定資産台帳の正確性を確保する重要な手続であるため、顛末が不明のまま放置することなく適切に実施されたい。<br>また、現在の不明資産については再度調査を行うことで最終的な顛末を確認し、存在していない固定資産については、適切な承認のもと固定資産の除却処理をする必要がある。 | 令和元年度及び令和2年度の固定資産実査において、平成30年度の資料の「空欄」「不明」の資産の一部については設置場所等を確認したが、残る不明な資産については、引き続き確認を実施していく。 | 継続   |

令和元年度包括外部監査

[病院局がんセンター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                          | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|-----|------------------------------|--|--|------|
| 130 | 8 勤怠管理について<br>時間外勤務の事前承認について | 千葉県が使用している『しよむ2』には、時間外勤務の事前承認に関する機能が装備されているが、がんセンターの事務局職員は、当該機能を利用せず口頭による事前承認を行っている。時間外勤務については、上長の事前承認、及び事後承認を必要とするが、事前承認については上長の口頭によって行っており承認証跡が残らない。『しよむ2』の事前承認のワークフローを使用することで、事前承認時に報告した時間外勤務時間と実際の時間外勤務時間を比較することが可能となり、実際の業務時間を正確に把握することができ、過剰な時間外勤務を削減するなど労務管理に資すると考えられる。<br>『しよむ2』の事前承認のワークフローを使用し、承認証跡を残すとともに、事前申請の時間外勤務時間、及び実際の時間外勤務時間との差が把握できるような仕組みとすることを検討すべきである。 | 時間外勤務命令時の直属の上長の承認を徹底するとともに、管理課職員が代理入力する際に、直属の上長の承認が有ることを複数職員で確認することとした。  | 措置済み |
| 131 | 9 現預金管理について<br>科研費の通帳について    | 過年度の科学研究費補助金については、すでに精算期間が終了している。そのため、残金について交付元への返金の可否を早急に調査するとともに、交付元に返金することが不可能であるならば、総務部の担当部署と相談のうえ、残金について早期に整理をする必要がある。  | 残金が生じている通帳は合計14件であり、理由について再度確認をしたところ、利息のみ(8件)と税務署へ納付の必要がある非課税取引分に係る消費税相当額(6件)の2つがあることが判明した。<br>そのため、税務署に照会を行い、その結果を踏まえて病院局において修正申告等を行うこととした。 | 措置済み |

## 県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

## 【指摘】

| No  | 事項名                              | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等  | 区分   |
|-----|----------------------------------|---|--|------|
| 132 | 10 未払金管理について赤残となっている未払金について      | 事実関係を調査し、過去の会計処理におけるコード相違を原因とするものであれば、残高の入り繰りを整理する必要がある。また、定期的な未払金の明細を確認し、同様の事案が生じないような体制を整備することが必要である。入院願及び確約書記載の保証人の連絡先に対して適切な手段で連絡を行い、保証意思を確認する方法についてマニュアルに記載されたい。     | コードの相違による処理につき技術的に可能かどうか経営管理課と調整の上、ベンダーと協議を行う。                           | 継続   |
| 133 | (がんセンター)保証意思の確認方法のマニュアルへの明文化について |   | 保証意思の確認方法について、マニュアルに記載済みであることを確認した。                                      | 措置済み |
| 134 | 保証人への督促について                      | 入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促することとしている。しかし、患者本人への督促後支払いが継続している場合にも、患者本人との交渉が継続している場合は、ただちに全保証人に対しての督促は実施していない。相当の期間を経過しても入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促されたい。 | 今後はマニュアルどおり、個々の状況に応じて、患者本人への督促後1年以内を目安に、保証人に対しても督促を実施することにする。            | 継続   |
| 135 | 相続人への請求について                      | 患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行うべきであるが、相続人に対して法定相続分に応じた請求を行うことができているため、適切に対応されたい。  | 今後はマニュアルどおり、患者（保証人を含む病院局へ確認済）が死亡した際には、必要に応じて、相続人に対して法定相続分に応じた請求を行うことにする。 | 継続   |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名               | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|-------------------|--|---|------|
| 136 | 分納申請について          | <p>地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認すべきであるが、過年度分について、納付金額や期限の変更に伴う分納の再申請、また時効中断のための債務承認をとる目的で申請書の提出を求めることがあり、担当者レベルで申請を承認（受理）している事案もあつたため改められたい。</p>  | <p>今後はマニュアルどおり、分納の承認時には必要な聴取と資料収集を行ったうえで、事務局長決裁を受けることとした。</p>   | 措置済み |
| 137 | 回収体制と弁護士法第72条について | <p>未収金の回収業務について民間会社に関するものは、督促対象者の選定を行う段階までとし、督促状送付後は民間会社に関する業務は弁護士法第72条に抵触しない範囲とすべきである。現状、過年度分と現年度分の督促状・催告書の送付に関する決裁及び臨戸徴収については医事経営課で行っているが、督促状送付後の来院までの経緯から、回収困難な事案や以降の来院予定がない場合も多く、また、対象患者数も多いため、医事の委託業者へ現年分の電話や分納の対応をお願いしている。組織的な体制の見直しを検討されたい。</p> | <p>マニュアルにおいて「未収金の回収業務について民間会社に関するものは、督促対象者の選定を行うまでとし、それ以降の回収業務に関することは、弁護士法第72条に抵触する可能性があるため、注意願います。(P23)」と記載されているが、当院の未収金については対象患者数が多いことから、現年度分の督促状送付後の電話対応等において、医事の委託業者が対応を行っている例が見受けられる。引き続き、外部委託の可能性を含めて、より効果的な回収体制等の構築について経営管理課と協議していきたい。</p> | 継続   |

令和元年度包括外部監査

[病院局がんセンター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名  | 結果（意見）の内容  | 対応状況等  | 区分   |
|-----|--|--|--|------|
| 138 | II がんセンターに関する監査の結果<br>3 診療報酬請求管理について<br>診療報酬請求における組織体制・業務フロー実施状況について | 結果（意見）の内容<br>上長による職員及び委託業者の業務の十分な把握・管理がされておらず、また担当者任せとなっており、委託業者への業務確認やモニタリングも十分されていない。<br>診療報酬請求、算定においては、診療報酬の要件、医師のカルテ記載を順守して、査定返戻、返還などが生じないよう、根拠に基づいた診療報酬請求が行われる必要がある。<br>上長はそれぞれの業務内容を整理・把握しダブルチェックを行い、委託業者へは契約書・仕様どおり業務が遂行されているか業務報告を受けモニタリングをするなど評価を行う体制の構築が必要である。<br>また、各請求業務が把握、管理できないリスクや異動など担当者交代に伴い請求業務実施体制が維持されないリスクがあるため、業務フロー・マニュアルを作成することにより医事業務の適切な管理を行われたい。 | 診療報酬請求後の請求一覧、請求留保簿（返戻、再請求を含む）の確認を行っている。<br>月に1回、査定返戻等について外部の有識者に相談している。<br>その結果は保険診療点検委員会にて報告し、院内への情報共有を図った。<br>また、委託業者と職員の定期的な打ち合わせ回数を増やし、上長も出席する等、業務確認やモニタリングの体制を強化した。<br>業務フロー・マニュアルについては今後、作成を進める。 | 継続   |
| 139 | 6 SPD業者及び棚卸資産の管理について<br>請求漏れ対策について                                   | SPDの業務委託契約書の仕様書のII消費管理一請求漏れ対策において①～⑤のような記載もあることから、整形外科と脳外科のインプラント以外の診療材料（償還材料）についても医事経営課へ診療材料の使用量を提供することについて、SPD業者へ業務依頼や業務支援要請を検討することが望ましい。  | これまでSPD業者が使用していたシステムでは、対応が困難であったが、令和2年11月から使用のシステムでは、各部署の材料（償還材料を含む）の使用量を確認できるように改修済みであり、SPD業者からの資料の提出も可能となった。   | 対応済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局がんセンター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名                              | 結果（意見）の内容  | 対応状況等  | 区分   |
|-----|----------------------------------|--|--|------|
| 140 | 月次報告書の活用について                     | SPD業者からの受領報告書については、材料費削減等に活用することが望ましい。例えば、過度に増加している品目がないか、在庫期間が長い品目がないか、新規採用品の多い部署についてその必要性を検討しているか等の分析を実施することも材料費削減の上で重要となる。  | 現在、一部の情報については受領していないが、今後受領することとし、材料費削減等に活用していくこととした。   | 対応済み |
| 141 | 8 勤怠管理について<br>医師の勤怠入力について        | 医師の勤怠についてのシステム入力、医師より提出された時間外勤務命令簿による勤務実績を基に事務局の担当者が入力しているが、入力した時間数等について、正しく入力されているかをチェックする体制が整備されていない。そのため、入力ミスがあっても発見できない可能性がある。入力に関し、担当者以外の者が、入力の正確性をチェックする体制を整える必要がある。 | 医師の勤怠についてのシステム入力については、入力者とは別に確認者が入力内容を確認するダブルチェック体制とした。  | 対応済み |
| 142 | 9 現預金管理について<br>3月31日現在の手持ち現金について | 3月31日時点での手持ち現金については、帳簿上0円となっているにもかかわらず、実際には77千円残っており、帳簿と合致していない。3月31日が土日に該当する場合には、現在の運用を前提とするのであれば、手持ち現金による精算が終了した時点で残額を預金に預け入れ、期末日時点での手持ち現金を0円とする必要がある。                   | 資金前渡通帳（口座）管理担当者と会計担当者として、本件について周知し、通帳管理担当と会計担当の三者で密に連携し、管理を徹底することとした。  | 対応済み |
| 143 | 長期間使用していない通帳について                 | 通帳については、余分な通帳を保有していることで、管理が煩雑になるとともに、不正に使用される恐れがあるため、通常使用する通帳を除き、必要性を検討のうえ不要なものについては解約することが望ましい。   | 当該2件の通帳（口座）については、公益財団法人からの研究助成金であり、個別に資金管理を行うため集約はできない。また、執行期限の取決めがなく使い切りが原則である。研究者（所）に確認したところ、今後使用することとされており、解約はできない。 | 対応済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局救急医療センター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                    | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|------------------------|--|---|------|
| 144 | (救急医療センター) 保証人への督促について | 入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促することとしている。しかし、入院患者への督促後1年以上経過した後に保証人に対しての督促を実施している場合があるため適切に対応されたい。 | 催告から6か月経過しても入金がない相手の保証人に対して催告を行っている。  | 措置済み |
| 145 | 相続人への請求について            | 患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行うべきであるが、相続人に対して法定相続分に応じた請求を行わず代表者に一括で支払ってもらったことが多いため適切に対応されたい。       | 引き続き民間病院も含め実施方法を調査するとともに、当該の具体的な対応方法を検討したうえで、相続人が確定できた案件から順次法定相続分に応じた請求を行うことを目指す。 | 継続   |
| 146 | 分納申請について               | 地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認すべきであるが、資料を十分収集できているない案件があるため改められたい。                     | 今後はマニュアルどおり、分納の承認時には必要な聴取と資料収集を行ったうえで、事務局長決裁を受けることとした。                            | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                        | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|----------------------------|--|---|------|
| 147 | (精神科医療センター)<br>保証意思の確認について | 入院願及び確約書記載の保証人の連絡先に對して適切な手段で連絡を行い、保証意思を確認する必要があるが、入院願を記載してもらった際に確認するに留まり、保証人の連絡先に適切な手段で連絡を行うことまでではできていないため改められたい。          | 今後発生する案件については、保証人の連絡先に適切に連絡を行うよう確認するようしていく。             | 措置済み |
| 148 | 保証人への督促について                | 入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促することとしている。しかし、これらままでは患者本人にも督促を行えていないかつたという状況があったため、今後は保証人まで督促ができる体制を整えられたい。 | 今後は、案件に応じ、適宜、経営管理課と協議した上で外部委託先に委託することなどにより保証人まで督促ができた。  | 措置済み |
| 149 | 相続人への請求について                | 患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行うべきであるが、これまでは患者が死亡した場合の相続人の特定までは行えていない状況であるため、今後は相続人を特定し請求を行う体制を整えられたい。      | 患者が死亡した場合には、適宜、経営管理課と協議した上で外部委託先に委託し相続人を特定し請求を行う体制を整えた。 | 措置済み |
| 150 | (精神科医療センター)<br>分納申請について    | 地方自治法施行令第171条の6各号の要件を充足する聴取と必要な資料の収集を行い、適切に決裁を行ったうえで、分納を承認すべきであるが、必要な資料を収集できていない案件があるため改められたい。                             | 今後はマニュアルどおり、分納の承認時には必要な聴取と資料収集を行ったうえで、事務局長決裁を受けることとした。  | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名  | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等  | 区分   |
|-----|--|---|--|------|
| 151 | <p>Ⅲ 循環器病センターに関する監査の結果</p> <p>1 繰入金（負担金・交付金）算定事務及び金額の根拠の理解不足について</p> | <p>負担金・交付金は毎年110億円以上が県の一般会計から支出される重要な資金であり、県として的高度医療、救急医療、不採算医療等を支える大事なものである。したがって、その使い方だけでなく、県からの負担額・交付額を算定することも慎重にかつ適切に行われる必要がある。</p> <p>循環器病センターでは、大部分が従来からの引継ぎを踏襲して、本来の負担基準や算定基礎となる数値の意味をよく理解せずに負担額・交付額の申請額を計算していた。</p> <p>一般会計繰出基準で認められた対象項目や計算要素の意味、その集計方法が正しく理解されることが必要かどうかとも管理者により検証されている。また、一部の計算要素については、病院局経営管理課においても理解されていないことであり、一層の徹底が求められる。</p> | <p>一般会計繰出基準で認められた対象項目や計算要素の意味、その集計方法が正しく理解され、計算された申請額について、管理者も管理者についても管理者による検証を徹底する。</p> | 措置済み |
| 152 | <p>2 診療報酬請求管理について</p> <p>診療録管理体制加算1（A207）における診療情報の提供について</p>         | <p>書式に理由欄を設けることなどにより申立ての理由の記載を要求することや、理由を尋ねることは、厚労省の既通知（「診療情報の提供等に関する指針の一部改正（医政発0917第15号平成22年9月17日）」）において不適切であるとされていることから書式の見直しが必要である。</p>  | <p>令和2年4月1日付けで「千葉県循環器病センターにおける診療情報提供事務取扱要綱」の改正を行い、書式（診療情報提供申出書）の理由欄を削除した。</p>            | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局循環器病センター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                       | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|-----|---------------------------|--|--|------|
| 153 | 重症者等療養環境特別加算（A221）について    | 重症者等療養環境特別加算については、毎月1回の検証数値及び患者リストの保管を行い、かつ検証数値と対象の病床数の整合性を確認する必要がある。そのため、加算重症部屋に係るデータを毎月収集し算定要件を満たしているか等を確認のうえ、当該加算にかかる情報を適切に把握・管理する必要がある。                        | 毎月、加算重症部屋に係る重症患者リストの作成及び重症患者の割合の算出を行い、算定要件を満たしているか等を確認の上、関係資料を保管することとした。 | 措置済み |
| 154 | 患者サポート体制充実加算（A234-3）について  | 患者サポート体制充実加算においては、患者支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスの実施記録が必要であることから、毎週のカンファレンスの開催と各部担当者の出席及び議事内容について適切に記録する必要がある。   | 毎週のカンファレンスの開催と各部担当者の出席及び議事内容について適切に記録することを徹底することとした。                     | 措置済み |
| 155 | 診療録の記載における「カルテの様式第一号」について | 療養担当規則第22条第1項で定められた様式第一号（一）の1については、定められている項目が出力印字出来るようにシステム改修が必要である。<br>なお厚生支局の指摘事例として、診療録については、様式第一号（一）の1から3までの様式からなるものであることを認識し、そのすべての記録管理について適切に行うよう留意すること等がある。 | 現行システムの運用の工夫により、定められた項目について、出力印字することが可能であることを確認した。                       | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局循環器病センター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                          | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|------------------------------|--|---|------|
| 156 | 麻酔管理料 I (L009) のカルテの記載について   | 電子カルテ内の医師記録に術前（麻酔前）又は術後（麻酔後）の麻酔科医の診察記録が記載されていない事例があった。手術（麻酔）日以外の術前（麻酔前）又は術後（麻酔後）の麻酔科医師の診察体制の適切に記載する旨を麻酔科医に対して周知徹底する必要がある。また、算定及び請求の際に医師記録の状況を確認するのチェック体制を構築する必要がある。<br>なお、厚生局の個別・共同指導において指摘事項とされ、過年度に遡及して高額な返還になった事例もあるため留意されたい。   | 麻酔科医が診察記録の記載に努めるとともに、以下のチェック体制を構築した。<br>①術後に、病棟クレークがカルテ確認を行う（記載漏れがあった際には、麻酔科医に記載を依頼）。<br>②算定及び請求の際に、医事課が記載状況の最終確認を行う。 | 措置済み |
| 157 | 3 医業未収金管理について<br>入金差額の分析について | 循環器病センターでは、医事業務委託先又は担当者による入金差額の内訳に関する分析は行っておらず、原因不明の入金差額がどの程度生じているかにつき把握していないかった。<br>不明差額は、請求額、査定額、返戻額、決定額の差額として算出されるため、不明差額の要因分析がされず、適時に修正されない場合には、上記のいずれかあるいは複数の金額が誤っていることとなる。特に請求額が誤っていた場合には決算書の未収金及び診療収益の金額が誤っていることになる。<br>また、医事会計システムによる点数から円への換算精度に問題がある可能性も考えられる。医事業務委託先と協働して不明差額の発生状況を月次でモニタリングし、多額の不明差額の発生が認められる場合には、その原因を調査し適切に措置することが必要である。 | 参考として示された「分析様式」を基に、医事業務委託先と協働して不明差額の発生状況をモニタリングを実施しており、多額の不明差額の発生が認められる場合には、その原因を調査し適切に措置する。                          | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局循環器病センター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名  | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|--|--|---|------|
| 158 | 4 患者未収金残高管理について<br>医事会計システムと財務会計システムとの未収金額の不一致について | 循環器病センターにおける令和元年8月末日現在の、医事会計システム及び財務会計システムの令和元年度発生債権の金額に差異が生じている。<br>また、差異について分析は行っておらず、差異要因は一定程度把握されているものの、その影響額は把握されていない。<br>適切な未収金残高管理のため、少なくとも年度末等、定期的に両者の残高を照合し、整合性を確保することが必要である。また、残高が不整合の場合、その原因の調査を行い、適切な措置をとることが必要である。  | 随時更新される医事会計システムのデータにあわせて、起票等を確実に行うとともに、毎月の新規発生分については、財務システムの未収調定額と医事会計システムの未収患者一覧を照合し、誤りがないか確認することとした。<br>確認が困難な過年度分については、今後、適切な措置をとるようにする。 | 継続   |
| 159 | 患者未収金の計上時期について                                     | 循環器病センターにおいて、患者負担金の未収金（及び収益）の計上時期は、請求書発行日が属する月としているが、「千葉県病院局会計事務処理要領」においては請求書発行日が属する月ではなく、診療月で計上することとされている。<br>上記要領に沿う観点から、また保険請求分の整合性からも、患者未収金は診療月で計上すべきである。なお、診療月と請求月が同一のケースの処理を変更する必要はない。<br>また、未収金計上後に負担割合の変更等で請求額が変更されることがあるが、当該年度の2、3月に計算変更された場合には、財務会計システムへの反映は翌年度になされているが、「千葉県病院局会計事務処理要領」においては特段の事情がある場合のみ翌年度に財務会計上反映させることが認められているにすぎず、原則として年度内に反映させる必要がある。 | 患者負担金の未収金の計上時期について、令和2年4月から診療日が属する月の月末とした。  | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                            | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|-----|--------------------------------|---|---|------|
| 160 | SPD業者及び棚卸資産の管理について<br>棚卸誤差について | 棚卸資産管理上棚卸誤差は不適切な払出がなかったか、払出時等の処理誤りがなかったかなどを調査するため有用な情報であるため、棚卸誤差の発生内容、原因を病院職員へ伝達するようにSPD業者に求めるべきである。また、当該結果を踏まえ「差異理由書」を作成の上、システム上の修正処理を行うべきである。また通常の診療材料費とは区別して伝票処理する必要がある。 | 棚卸の際に誤差があった場合は、SPD業者がその内容及び発生原因を調査し、職員へ報告することとした。また当該報告があった場合には、システム上の修正処理を行い、通常の診療材料費とは区別して伝票処理を行うこととする。 | 措置済み |
| 161 | 棚卸実施マニュアルの周知徹底について             | 棚卸実施マニュアルは、棚卸を正確に実施するため、病院ごとに作成されるべきものである。マニュアルには、棚卸の実施方法や留意点について定められている。棚卸を適切に実施するため、マニュアルの事前の周知徹底は必須である。  | 関係部署へマニュアルを配付した。今後も定期的に周知を行う。   | 措置済み |
| 162 | 実地棚卸資料の保管について                  | 薬剤部において手書きの棚卸資料が報告資料に添付されおらず現場管理とされている。事後の検証可能性を担保するため、また適切に棚卸が実施されたことの証明として、手書きの棚卸資料も決裁資料の添付書類として保管する必要がある。  | 手書きの棚卸資料について、決裁時から添付し、決裁後に保管することとした。  | 措置済み |
| 163 | 数量0の品目の棚卸表への記載方法について           | 数量がブラנקの品目が散見される。不適切な数量変更等の防止、カウン트의事実を明確に示すために、ゼロであれば、「0」や「-」を示す必要がある。  | 棚卸時に数量がゼロであれば、「0」や「-」を記載することとし、事務局において確認することとした。  | 措置済み |
| 164 | 棚卸のカウンント方法について                 | 在庫リストの順番で現物をカウンントする方法となっている部署がある。棚卸の網羅性を担保するため、モノ（棚）からリストの順でカウンントする必要がある。   | 現物をカウンントしながら、在庫リストに記載するよう周知徹底することとした。   | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局循環器病センター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                            | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|-----|--------------------------------|---|---|------|
| 165 | 病院担当者の立会について                   | SPD業者へ棚卸業務が一任となっている。SPD業者が適切に棚卸を実施しているかを、例えば、病院職員による棚卸実施中の巡回視察や、サンプルテストカウントを実施するなどして確認する必要がある。                                  | 棚卸業務の際には職員が立会い、確認することとした。   | 措置済み |
| 166 | SPD業者からの廃棄情報について               | 薬剤部及びSPD業者より廃棄情報の報告を受け、廃棄品目、廃棄額及びその理由を院内閲覧等必要がある。また、当該把握結果を院内閲覧等で共有する必要がある。さらに会計上は目「資産減耗費」節「棚卸資産減耗費」として処理し、通常の診療材料費とは区別する必要がある。 | 薬剤部及びSPD業者から廃棄情報の報告を受け、当該内容を院内で共有するとともに、通常の診療材料費とは区分して処理を行うこととした。 | 措置済み |
| 167 | 6 固定資産管理について<br>固定資産実査の基準日について | 病院局より各病院に対して依頼している固定資産実査の基準日は9月30日であるが、固定資産管理要領で定めている固定資産実査の基準日は3月31日であり、基準日が固定資産管理要領に準拠していない。<br>固定資産管理要領に基づいて固定資産実査を行う必要がある。  | 固定資産管理要領に基づき、令和2年度から基準日を3月31日として固定資産実査を行うこととした。                   | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|--------------------|--|---|------|
| 168 | 固定資産管理シールの貼付漏れについて | <p>平成30年度に購入した固定資産の一部において、固定資産管理シールが貼付漏れとなつてい<br/>る資産があった。また、過年度に購入した9割<br/>以上の固定資産について固定資産管理シールの<br/>貼付がない状態であった。</p> <p>固定資産管理シールは当該固定資産が固定資<br/>産台帳のいずれに該当するかを示す重要なもの<br/>であり、実査の際には固定資産管理シールを<br/>もつて当該固定資産の実物を確認できるといつ<br/>た現物確認の意味合いがある。また、固定資産<br/>管理シールは当該資産が病院の所有する資産で<br/>あることを明示し、盗難を防止する効果もあ<br/>る。</p> <p>そのため、固定資産管理シールの貼付され<br/>ない固定資産についても、適正な固定資産管<br/>理及び盗難防止のため、固定資産管理シールを<br/>貼付する必要がある。</p> <p>なお、医療機器等、その性質により固定資産<br/>管理シールの貼付が困難な場合もあるが、その<br/>場合には、固定資産の所在場所と写真等により<br/>固定資産が特定できるようにする必要がある。</p> | <p>台帳に登録されている固定資産全1,495件のうち、管理<br/>シールの対象となる器械備品等は1,414件あり、実査の結<br/>果、管理シールの貼付が確認できなかった172件に対してシ<br/>ールを貼付した。</p> | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                                  | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|-----|--------------------------------------|---|---|------|
| 169 | 7 勤怠管理について<br>時間外勤務の承認について           | 医師及び非常勤職員の時間外勤務等命令簿に直属の上長の承認印がないものがあり、事前に時間外勤務命令が行われていない状態であった。また、代理入力者である管理課も承認印がないことを許容し『しよむ2』に代理入力を行っていった。時間外勤務時間の管理は適切に業務管理の基本であり、適切な給与支払いにも直結する。よって、時間外勤務にあたっては適切な承認が必要であることを改めて周知された。加えて、代理入力を行う管理課担当者において、適切な承認がなされていることを今一度確認の上、代理入力を行うよう徹底された。 | 時間外勤務命令時の直属の上長の承認を徹底するとともに、管理課職員が代理入力する際に、直属の上長の承認が有ることを複数職員で確認することとした。 | 措置済み |
| 170 | 8 医療情報システムについて<br>退職者の利用者IDの失効対応について | 既に退職している元職員や他病院へ移籍した職員の利用者IDが、医療情報システムへのアクセス可能な状態のまま多数放置されている。至急、パスワード有効期限を変更し、失効させる必要がある。  | 既に退職している元職員や他病院へ移籍した職員の利用者IDについては、監査直後に失効させた。                           | 措置済み |
| 171 | 利用資格を失った場合の運用の明確化について                | 利用者が医療情報システムの利用資格を失った場合「利用しなくなった場合」「利用状況に変更があった場合」では漠然としているため、具体的な失効条件を定めたい。利用者ID失効届の様式を用意するなど具体的な失効方法の運用を定める必要がある。   | 利用者IDの失効方法の運用について、他病院の運用状況等も踏まえた上で、関係規程の見直しを行った。                        | 措置済み |

## 県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

## 【指摘】

| No  | 事項名                       | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|---------------------------|--|---|------|
| 172 | 利用者IDの棚卸の実施について           | 利用者IDの付与状況及び失効状況が適切であるかにつき、定期的な点検が行われていない。利用者IDの付与状況及び失効状況を網羅的に把握し、利用者ID失効忘れを発見するために、千葉県情報セキュリティ対策基準の10. 技術的セキュリティ 10.2 アクセス制御（1）イ（ウ）「統括ネットワーク管理者及び情報システム管理者は、利用されていないIDが放置されないよう、人事管理部門と連携し、点検しなればならない。」に従い、例えば6ヶ月に1度のように、定期的に利用者IDの棚卸を実施する必要がある。 | 人事を所掌する管理課と連携し、6ヶ月ごとに、点検を行うこととした。   | 措置済み |
| 173 | 9 未払金管理について<br>未払金の管理について | 事実関係を調査し原因を特定したうえで、未払金としての実態がない債権者については削除処理をすなわちの対応により整理する必要がある。また、定期的に未払金の明細を確認し、同様の事案が生じないような体制を整備することが必要である。  | 未払金について、定期的に明細を確認し適正に管理するとともに、支払い済みで実態がない過年度分については、経営管理課（財務室）と協議の上、削除処理を行う。 | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局循環器病センター]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名  | 結果（意見）の内容   | 対応状況等  | 区分   |
|-----|--|---|--|------|
| 174 | <p>循環器病センターに関する監査の結果</p> <p>2 診療報酬請求管理について</p> <p>診療報酬請求における組織体制・業務フロー実施状況について</p> | <p>上長による職員及び委託業者の業務の十分な把握・管理がされておらず、また担当者任せとなっており、委託業者への業務確認やモニタリングも十分されていない。</p> <p>診療報酬請求、算定においては、診療報酬の要件、医師のカルテ記載を順守して、査定返戻、返還などが生じないよう、根拠に基づいた診療報酬請求が行われる必要がある。</p> <p>上長はそれぞれの業務内容を整理・把握しダブルチェックを行い委託業者へは契約書、仕様どおり業務が遂行されているか業務報告を受けモニタリングをするなど評価を行う体制の構築が必要である。</p> <p>また、各請求業務が把握、管理できないリスクや異動など担当者交代に伴い請求業務実施体制が維持されないリスクがあるため、業務フロー・マニュアルを作成することにより医事業務の適切な管理を行われたい。</p> | <p>委託業者の日常業務の遂行状況や業務報告等から、契約書、仕様書どおりに業務が遂行されているか、事務局において定期的な評価を行う。</p> <p>業務フロー・マニュアルについては今後、作成を進める。</p> | 継続   |
| 175 | <p>システム間の整合性の確認について</p>  | <p>業務委託者の医事業務委託特記仕様書には、日ごとの確認作業を行うとは明記されていないが、一般的には毎日確認作業がチェックリストを用いて実施されるものである。システム間の整合性が取れないため請求漏れが生じる可能性もあるため、システム間の整合性の確認は毎日実施し、かつチェックした証跡をチェックリストなどに残すことを検討されたい。</p>   | <p>システム間の整合性の確認のため、毎日、医事会計システム”未取込一覧”を出力し、チェックを実施することとした。</p>  | 対応済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名  | 結果（意見）の内容   | 対応状況等   | 区分   |
|-----|--|---|---|------|
| 176 | 5 SPD業者及び棚卸資産の管理について<br>業務完了報告書による業務完了確認について | 委託業者から契約書とおり業務完了報告書を受け取り、業務完了報告書には委託業者の実施者印が押印されている。病院担当者は、業務完了報告書を受け取ることに注意を払うが、押印の漏れを確認している。業務完了報告書の業務完了報告書は委託業者が業務の完了を確認していることと同義である。業務完了報告書は委託業者が業務の完了を報告する重要な書類であることから、日々の業務について完了を確認したうえで押印されたい。  | 提出された業務完了報告書を確認し、その都度確認印を押印することを徹底する。   | 対応済み |
| 177 | 6 固定資産管理について<br>固定資産実査の立会について                | 固定資産の実査は、年に1度全件実施しているが、事務局固定資産担当者の立会がローテーションにより実施されていた。当該ローテーションについては、担当者が適宜立会場所を決めて実施しており、計画的に実施されているわけではない。<br>ローテーションにより立会を実施する場合には、ローテーションのスケジュールを決定し、複数年の間ですべてのスケジュールに対して立会を実施できるように計画することが重要となる。ローテーションによる立会の漏れや重複をなくするためにも、ローテーションの計画と実施したスケジュールを記録に残すとともに、正しく引き継ぎを行うことで適切に立会を実施することが望まれる。 | 全てのローテーションに立会えるようローテーション表を作成し、記録を残すこととした。<br>実査への立会については一定期間を設け、診療に影響が出ないよう医療現場と調整しながら毎年、継続的に行うこととした。 | 対応済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名                    | 結果（意見）の内容   | 対応状況等  | 区分   |
|-----|------------------------|---|--|------|
| 178 | 7 勤怠管理について<br>勤怠管理について | <p>医師及び非常勤職員に関しては、実際の勤務時間数を把握していない事務局が、『しよむ2』の入力と承認を行い、また、『しよむ2』の元データとなる出勤簿についても自己申告であるため、直属の上長が承認しているものではない。そのため、例えば、出勤簿に記載された休暇は実際に取得された出勤日か、反対に、出勤簿に記載された出勤日に本当に出勤がされているのかを明確ではない。そして、そのまま当該出勤簿を基にして『しよむ2』に出勤内容が代理入力、承認がされてしまっている状況である。本来、出勤や休暇の取得は直属の上司が把握していることを鑑みると、直属の上司が管理把握していることを電子的もしくは書類上残しておくことで、適切な勤怠管理ができるものと考えている。したがって、直属の上司が勤怠管理を適切に行っていることが分かるように出勤簿を作成されることを検討されたい。</p> | <p>非常勤職員については、制度改正に伴い令和2年度から服務整理簿により直属の上長が休暇取得を承認することとした。医師については、休暇等の申請用紙に直属の上長の承認欄を設けることで、適切な勤怠管理ができるように様式の見直しを行った。</p> | 対応済み |

## 県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

## 【意見】

| No  | 事項名                         | 結果（意見）の内容  | 対応状況等   | 区分   |
|-----|-----------------------------|--|---|------|
| 179 | 庶務共通事務処理システム（『しよむ2』）の使用について | 医師については、全員にパソコンが貸与されていないことから、『しよむ2』を使用している状況にある。また、非常勤職員については、一般会計部局と同様の運用をするため、『しよむ2』を使用していない。そのため、休暇や出勤、時間外勤務については管理課の担当者が代理入力している。しかし、毎月100人を超える医師及び非常勤職員の出勤簿や時間外勤務等命令簿を期限までに回収し、代理入力することは管理課担当者の負担が大きく、また、非効率である。さらに入力の手間がかかる可能性がある。よって、医師や非常勤職員でも常勤職員と同様に『しよむ2』を使用して本人が自身の休暇や時間外勤務をシステムで登録できるように業務フローを検討されたい。 | 医師や非常勤職員が『しよむ2』へ入力するための配付パソコンを大幅に増やすことは、予算の問題等もあり、速やかな対応は困難であることから、代理入力者とは別に確認者が入力内容を確認するダブルチェック体制とすることで、入力誤りが生じないように見直しを行った。 | 対応済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名   | 結果（意見）の内容  | 対応状況等   | 区分   |
|-----|---|--|---|------|
| 180 | 8 医療情報システムについて<br>退職医師による医療情報システムへのアクセスについて | 退職した元職員や他病院へ移籍した職員の利用者IDが失効されないうえに、退職した元職員や他病院へ移籍した職員の医療情報システムへのアクセス目的で電子カルテへの閲覧を希望する際、在籍当時の利用者IDを使用し、実際に医療情報システムにアクセスして閲覧しているとの回答であった。<br>医療情報システムには患者の個人情報が集積されているため、業務外でのアクセスは原則禁止とし、例外利用の運用規程を整備することが望ましい。具体的には、臨床医学研究等の場合で退職者や移籍者がアクセスを希望する場合は、事前に利用者届を提出し、アクセス日毎に臨時利用者IDを付与する運用などが考えられる。 | 利用資格を失った者のIDについては速やかに失効手続きを行う等、アクセス権の管理を徹底するとともに、アクセス権を具体化する等関係規程の見直しをした。 | 対応済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局佐原病院]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名   | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|-----|---|--|--|------|
| 181 | IV 佐原病院に関する監査の結果<br>1 繰入金（負担金・交付金）算定事務及び金額の根拠不明確な繰入金の算定について | 繰入金（負担金・交付金）は毎年110億円以上があり、県として的高度医療、救急医療、不採算医療等を支える大事なものである。したがって、その使い方だけでも慎重にかつ適切に行われる必要がある。佐原病院では、大部分が従来からの引継ぎを踏襲して、本来の負担基準や算定基礎となる数値の意味をよく理解せずに負担額・交付額の申請額を計算していた。<br>一般会計繰出基準で認められた対象項目や計算要素の意味、その集計方法を各担当者や管理者が正しく理解し、計算された申請額が正確かどうかとも管理者により検証される必要がある。また、一部の計算要素については、病院局経営管理課においても理解されていないことであり、一層の徹底が求められる。 | 指摘のあった計上数値について、根拠を明らかにし、令和2年度当初予算要求から、明確な計算要素を用いて計算を行った。また、令和3年度当初予算要求にあっても同様に計算を行ったところである。今回の指摘事項に関わらず、計算にあたっては対象項目や計算要素の意味、その集計方法を理解し計算を行っていく。 | 措置済み |
| 182 | 2 診療報酬請求管理について<br>重症者等療養環境特別加算（A221）について                    | 重症者等療養環境特別加算については、毎月検査数値及び患者リストの保管を行い、かつ検査数値と対象の病床数の整合性を確認する必要がある。そのため、加算重症部屋に係るデータを毎月収集し算定要件を満たしているか等を確認のうえ、当該加算にかかる情報を適切に把握・管理する必要がある。   | 毎月、加算重症部屋に係る重症患者リストの作成及び重症患者の割合の算出を行い、算定要件を満たしているか等を確認の上、関係資料を保管することとした。   | 措置済み |
| 183 | 患者サポート体制充実加算（A234-3）について                                    | 患者サポート体制充実加算は、患者支援に係る取組の評価を行うカンファレンスの実施記録が必要であることから、毎週のカンファレンスの開催と各担当者の出席及び議事内容について適切に記録する必要がある。   | 毎週のカンファレンスの開催と各担当者の出席及び議事内容について適切に記録することを徹底することとした。  | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名   | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|---|--|---|------|
| 184 | 悪性腫瘍特異物質治療管理料（B001-3）のカルテ記載について                   | 電子カルテ内の医師記録に腫瘍マーカーの検査結果の数値が記載されていない事例があった。電子カルテ内の検査結果参照機能が医師記録に該当しないことや、腫瘍マーカー検査結果の数値及び当該治療計画の要点を医師記録に適切に記載する旨を医師に対して周知徹底する必要がある。また、検査結果参照機能から検査数値を引用する又は電子カルテのテンプレート機能を利用する等の対応を行い、算定及び請求の際に医師記録の状況を確認する等のチェック体制を構築する必要がある。なお、厚生局の個別・共同指導において指摘事項とされ過年度に遡及され高額な返還になった事例があるため留意されたい。 | 令和2年度の診療報酬改定により、検査結果については記載への記載から添付に変更になったため、検査結果については記載がない場合も算定要件を満たしていることとなった。令和2年5月に、医事経営課から医師に対して検査結果を基にした治療計画について、引き続き記載が必要であることを周知するのと同時に、過去の厚生局通時調査の中で、記載内容が不十分なため指導となった例も示したうえで注意喚起を行った。また、同時期に委託業者による診療録記載チェックを開始し、記載管理を徹底することとした。 | 措置済み |
| 185 | 3 患者未収金残高管理について<br>医事会計システムと財務会計システムの未収金額の不一致について | 佐原病院における平成31年3月末現在の、医事会計システム及び財務会計システムの平成30年度発生債権の金額に差異が生じている。また、差異について分析は行っておらず、差異要因は一定程度把握されているものの、その影響額は把握されていない。適切な未収金残高管理のためには、少なくとも年度末等、定期的に両者の残高を照合し、整合性を確保することが必要である。また、残高が不整合の場合、その原因の調査を行い適切な措置を行うことが必要となる。  | 随時更新される医事会計システムにあわせて、起票等を確実に行うとともに、毎月の新規発生分については、財務システムの未収調定額と医事会計システムの未収患者一覧を照合し、誤りがないか確認することとした。確認が困難な過年度分については、今後、適切な措置をとるようにする。   | 継続   |

令和元年度包括外部監査

[病院局佐原病院]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名  | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|-----|--|---|---|------|
| 186 | 患者未収金の計上時期について                                       | 佐原病院において、患者負担金の未収金（及び収益）の計上時期は、請求書発行日が属する月としているが、「千葉県病院局会計事務処理要領」においては請求書発行日が属する月ではなく、診療月で計上することとされている。上記要領に沿う観点から、また保険請求分との整合性からも、患者未収金は診療月で計上すべきである。なお、診療月と請求月が同一のケースの処理を変更する必要はない。<br>また、未収金計上後に負担割合の変更等で請求額が変更されることがあるが、当該年度の2月及び3月に計算変更された場合には、財務会計システムへの反映は翌年度になされているが、「千葉県病院局会計事務処理要領」においては特段の事情がある場合のみ翌年度に財務会計上反映させることが認められているにすぎず、原則として年度内に反映させる必要がある。 | 令和2年5月請求分から、請求書発行日が診療月と同月となるよう医事システム上の処理の変更を行い、原則診療月で未収金計上を行う措置を行った。<br>また、2、3月診療分で請求額が変更となった場合等の調定額の減額処理については、令和元年度中に処理を行った。 | 措置済み |
| 187 | 4 患者未収金の督促体制について<br>入院患者に対する未収金への督促内容の未収金整理票への反映について | 佐原病院では入院・外来ともに未収金の初動の督促は医事業務委託先が実施し、その後なお未回収のものは職員へ引き継がれるが、入院については、医事業務委託先による初動の督促内容が未収金整理票へ記載されていない。<br>引き継ぎ後の督促の効率性・有効性向上のため、入院の初動の督促について、督促内容を未収金整理票へ記載することが必要である。<br>なお、平成25年度の包括外部監査でがんセンターにおいて指摘を受けている「回収体制と弁護士法第72条について」（P237）についても留意のうえ対応されたい。  | 令和元年10月から、医事業務委託事業者が対応した入院費未収金の初動の督促についても未収金整理票に記載している。   | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                                      | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|-----|--|--|--|------|
| 188 | 訪問看護ステーションさわらに係る患者未収金の督促体制について           | 訪問看護ステーションさわらに関して、患者自己負担額の請求書において納期限の記載がない。納期限の記載がない場合、いつから督促を実施すべきか不明確であることから、督促の前提として、「千葉県病院局財務規程」に従い、患者にとつての支払期日を請求書に記載する必要がある。また、督促は電話や訪問担当看護師による声かけなどによりなされているが、マニュアルに沿って統一的に実施されているとはいえない状況である。そのため、訪問看護ステーションも病院の「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」に従って業務を実施する必要がある。また、「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」に基づいて業務を実施するための体制の整備も必要である。さらに、適切な未収金管理のため、「未収金取扱要領」に沿って督促記録を未収金整理票へ記載する必要がある。 | 令和元年11月送付分から、訪問看護ステーション利用者への請求書に支払期日を明記している。また、督促の記録についても、未収金整理票への記載を行っている。訪問看護ステーション利用者への督促については、「未収金発生防止・未収金回収対策マニュアル」に基づいて督促を行うよう、必要に応じ体制の整備も含めて検討していく。 | 継続   |
| 189 | 5 SPD業者及び棚卸資産の管理について<br>棚卸実施マニュアルの作成について | 棚卸は、病院ごとにロケーション、扱っている品目、倉庫における保管状況、病棟における棚卸の保管状況等が異なっていることから、各病院で独自の棚卸実施マニュアルを作成することが求められる。しかし、千葉県立佐原病院では、病院における棚卸実施マニュアルが作成されていない。棚卸を正確に実施するためにも、棚卸実施マニュアルの作成が必要である。  | 他の県立病院の棚卸実施マニュアルを参考に、当院のマニュアルを令和2年9月に作成した。作成したマニュアルを活用し棚卸を実施する。  | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局佐原病院]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                            | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|--------------------------------|--|---|------|
| 190 | 棚卸誤差について                       | 在庫管理上棚卸誤差は、不適切な払出がなかったか、払出時等の処理誤りがなかったかなどを調査するたために有用な情報であるため、棚卸誤差の発生内容、原因を病院担当者へ報告するようSPD業者に求める必要がある。                          | 令和2年9月30日に行われた実地棚卸から、棚卸ごととSPD業者から棚卸誤差の発生内容や原因について報告書を提出させるとした。今後も継続して行っていく。 | 措置済み |
| 191 | 7 固定資産管理について<br>固定資産実査の基準日について | 病院局より各病院に対して依頼している固定資産実査の基準日は9月30日であるが、固定資産管理要領で定めている固定資産実査の基準日は3月31日であり、基準日が固定資産管理要領に準拠していない。<br>固定資産管理要領に基づいて固定資産実査を行う必要がある。 | 固定資産管理要領に基づき、令和2年度から基準日を3月31日として固定資産実査を行うこととした。                             | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                | 結果（指摘）の内容   | 措置状況等   | 区分   |
|-----|--------------------|---|---|------|
| 192 | 固定資産管理シールの貼付漏れについて | <p>平成27年度以前に取得された固定資産のほとんどで固定資産管理シールが貼られていないかつ、平成28年度以降は担当の変更に伴い、取得時に固定資産管理シールを貼付するよう徹底したことから、当年度以降取得した固定資産については固定資産管理シールが貼付されていた。</p> <p>固定資産管理シールは当該固定資産が固定資産台帳のいずれに該当するかを示す重要なものであり、実査の際には固定資産管理シールをもつて当該固定資産の実物を確認できるといった現物確認の意味合いがある。また、固定資産管理シールは当該資産が佐原病院の所有する資産であることを明示し、盗難を防止する効果もある。</p> <p>そのため、固定資産管理シールの貼付がされていない固定資産についても、適正な固定資産管理及び盗難防止のため、固定資産管理シールを貼付する必要がある。</p> | <p>医療機器等の中には、高圧蒸気滅菌処理等を必要とするため、シールを貼付しても剥がれてしまうことから貼付が不可能なものや、歯科用ドリルなど、小型のため物理的に貼付が不可能なものもあるが、これらを除き、全ての資産に貼付を完了した。なお、シールを貼付できない機器については、主に臨床工学科が通常管理し、管理課が毎年の実査により実物の確認を行う。</p> | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局佐原病院]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名            | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等  | 区分   |
|-----|----------------|--|--|------|
| 193 | 固定資産実査の未実施について | <p>ほとんどの固定資産について実査を行っているとの報告をないにもかかわらず、実施しているとの報告を上げていた。加えて、病院局からも、時間の経過とともに守られなくなつたとの回答であった。</p> <p>また、固定資産の件数が1,000件を超えていながらもかかわらず不明資産が1件もないことや、上述したとおり固定資産管理シールの貼付漏れが多くあることを鑑みると、固定資産の実査が未実施であることは明白である。実査が未実施となつていた理由は、実査対象の固定資産が膨大な件数であるにもかかわらず、基準日から報告日までの日数が1か月と短いことや、多くの固定資産で過去何十年にもわたつて固定資産管理シールを貼つていなかつたため、実際の固定資産が固定資産台帳のどの管理番号の資産に該当するのか不明であることが挙げられる。</p> <p>前述のとおり、固定資産実査は固定資産の実在性及び評価を確認する重要な手続であり、「千葉県病院局固定資産管理規程」及び「千葉県病院局固定資産管理要領」においても求められているものである。また、固定資産の実査をせずに実施報告をすることは許されるものではない。すべての固定資産について実査を毎年実施しなければならないこと及び実施結果につき正しい報告を上げることに関係者に周知・徹底されたい。</p> | <p>令和元年度末において実査が未実施であつた資産を含め、令和元年度までに取得していた1,136件全ての資産の実査を行った。そのうち209件が既に除却済みの不在資産であつたことを確認した。</p> <p>また、実施結果につき正しい報告を上げることに関係者に周知・徹底した。</p> | 措置済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名                          | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|------------------------------|--|---|------|
| 194 | 8 勤怠管理について<br>時間外勤務の事前承認について | 千葉県が使用している『しよむ2』には、時間外勤務の事前承認に関する機能が装備されているが、佐原病院の事務局職員は、当該機能を利用せず口頭等による事前承認を行っている。時間外勤務時間については、上長の事前承認、及び事後決裁を必要としますが、事前承認については上長の口頭等で行っており承認証跡が残らない。『しよむ2』の事前決裁のワークフローを使用することで、事前決裁時に報告した時間外勤務時間と実際の時間外勤務時間を比較することが可能となり、実際の業務時間を正確に把握することができ、過剰な時間外勤務を削減するなど労務管理に資すると考えられる。<br>『しよむ2』の事前承認のワークフローを使用し、承認証跡を残すとともに、事前申請の時間外勤務時間、及び実際の時間外勤務時間との差が把握できるような仕組みとすることを検討すべきである。 | 時間外勤務命令時の直属の上長の承認を徹底するとともに、管理課職員が代理入力する際に、直属の上長の承認が有ることを複数職員で確認することとした。   | 措置済み |
| 195 | (佐原病院)<br>再請求について            | 診療報酬検討委員会等を設置し、病院としての再請求の方針を決めて、医師・医療スタッフ及び委託事業者に周知し、病院全体として診療報酬業務に取り組むことができるようにつきべきであるが、診療報酬検討委員会等が未設置となっており、病院としての再請求の方針が未決定となっているため適切に対応されたい。   | 再請求については、令和2年4月から、医事経営課と委託業者で毎月査定ミーティングを開始した。ミーティングにおいて委託業者から査定状況の報告を受け、医事経営課が把握・管理を行うとともに、再請求する内容を決定している。事務局として再請求する項目を決定後、医局会および再請求項目を報告している。また、再審査等に係るフロー・マニュアルについては、令和2年12月中に完成し、画一的な再請求を行っている。 | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局佐原病院]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【指摘】

| No  | 事項名         | 結果（指摘）の内容  | 措置状況等   | 区分   |
|-----|-------------|--|---|------|
| 196 | 保証人への督促について | 入院患者への督促後1年以内を一つの目安として入院患者から支払いがない場合は、全ての保証人に督促することとしている。しかし、患者本人への請求を優先しており、すべての保証人への督促は実施できていない状況であるため適切に対応されたい。 | 令和2年度に外部委託を開始し、保証人への督促が必要な案件を含めて、督促を委託できる体制を整えた。  | 措置済み |
| 197 | 相続人への請求について | 患者が死亡した場合には、戸籍を調査し相続人を確定させた上で、各人の法定相続分に応じた請求を行うべきであるが、別の患者本人や配偶者への請求を優先しているため、平成26年度以降での実施がないため適切に対応されたい。          | 令和2年度に外部委託を開始し、患者が死亡した場合に戸籍を調査し相続人を確定させた上で各人の法定相続分に応じた請求を行うことを含めて請求を委託できる体制を整えた。現在、これに基づく請求行為を順次実施している。 | 措置済み |

令和元年度包括外部監査

[病院局佐原病院]

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名  | 結果（意見）の内容  | 対応状況等  | 区分   |
|-----|--|--|--|------|
| 198 | IV 佐原病院に関する監査の結果<br>2 診療報酬請求管理について<br>診療報酬請求における組織体制・業務フロー実施状況について | 上長による職員及び委託業者の業務の十分なる把握・管理がされておらず、また担当者任せとなり、委託業者への業務確認やモニタリングも十分にされていない。<br>診療報酬請求、算定においては、診療報酬の要件、医師のカルテ記載を順守して、査定返戻、返還などが生じないよう、根拠に基づいた診療報酬請求が行われる必要がある。<br>上長はそれぞれの業務内容を整理・把握しダブルチェックを行い、委託業者へは契約書・仕様どおり業務が遂行されているか業務報告を受けモニタリングをするなど評価を行う体制の構築が必要である。<br>また、各請求業務が把握、管理できないリスクや異動など担当者交代に伴い請求業務実施体制が維持されないリスクがあるため、業務フロー・マニュアルを作成することにより医事業務の適切な管理を行われたい。 | 令和2年4月から、毎月、診療報酬請求・算定の実施については、委託業者から医事経営課に完了報告させ、契約書・仕様書どおりに業務が行われているかを確認している。<br>再請求については、令和2年4月から、医事経営課と委託業者で毎月査定ミテイングの報告を受け、ミテイングにおいて委託業者から査定状況の報告を受け、医事経営課が把握・管理を行うとともに、再請求する内容を決定している。<br>また、各請求業務に係る業務フロー・マニュアルについては、令和2年12月に作成し、それを基に医事業務の管理を行っている。 | 対応済み |
| 199 | 5 SPD業者及び棚卸資産の管理について<br>業務日誌の位置づけについて                              | 佐原病院では、SPD業者から日々の業務について業務日誌が提出されているが、契約書、仕様書等で定められている書類ではないことから、受領の上保管しているものの、日々の業務の完了確認等には使用していない。<br>SPD業者が行う業務は、発注、検品、システム登録等、日々確実に実行されなければならない項目であることから、業務の確認についても日次で行うことが望ましい。よって、仕様書において業務日誌の提出を義務付け、日次で業務完了確認を実施することが望ましい。  | 再度、契約書の内容を確認したところ、仕様書中に業務日誌の作成・提出が明記されていたため、今後とも業務日誌に基づき日次の完了確認を実施することとする。   | 対応済み |

## 県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

## 【意見】

| No  | 事項名                              | 結果（意見）の内容  | 対応状況等  | 区分   |
|-----|----------------------------------|--|--|------|
| 200 | 納品時の立会について                       | 日々の納品時のチェックについては、委託業者任せきりになっており、病院担当者のチェックがほとんど実施されていない。病院担当者は、適切な検品業務が行われているかを監督するため、少なくとも抜き打ちにより検品時の立会を実施することが必要である。                               | 令和2年4月から、適宜病院担当者が検品の立ち合いを行っている。今後も継続して行っていく。                                     | 対応済み |
| 201 | 実地棚卸における立会について                   | SPD業者が実施する診療材料等の棚卸について、病院担当者の立会を実施していない。委託業者が仕様どおりに棚卸を実施しているか否かについて監督するため、病院担当者の立会が望まれる。   | 令和2年9月30日に行われた委託業者による実地棚卸に、抜き打ちで病院担当者による現場立会を行った。今後も継続して行っていく。                   | 対応済み |
| 202 | 6 検査試薬品の管理について<br>入出庫の継続的な記録について | 検査試薬品については、監査対象年度である平成30年度では、システムを導入する前であるため、入出庫の継続的な記録がなく、正確な理論在庫の把握ができない。そのため、理論在庫と実際の在庫との差として把握される棚卸差異が把握できていない。入出庫記録を取ることによって、理論在庫を算定することが必要である。 | 令和2年5月から試薬の発注入庫管理システムによる管理を開始し、理論在庫を算定している。<br>今後、継続してシステムを活用し、正確な理論在庫の把握に努めていく。 | 対応済み |

県立病院に関する財務事務の管理及び執行について

【意見】

| No  | 事項名                         | 結果（意見）の内容   | 対応状況等   | 区分          |
|-----|-----------------------------|---|---|-------------|
| 203 | <p>試薬管理システム導入に係る在庫数について</p> | <p>令和元年9月30日時点で検査試薬品の棚卸を実施していないことから、令和元年10月1日時点での正確な棚卸数量が把握できていない。これでは、令和元年10月1日以降、正確な入出庫の記録を取ったとしても、正しい在庫数量が把握できない。令和元年9月30日時点での在庫数量については遡及計算することにより確定することとあるが、計算で導かれた理論値としての数量が正しい数量であるかについては疑問である。</p> <p>今後は、入出庫が試薬管理システム入力により記録されることから、令和2年3月末での実地棚卸を適切に行い、令和2年度の期首在庫を確定したうえで、令和2年9月末に実地棚卸を実施することと、令和2年4月から9月までの日常の入出庫記録の正確性が確認できる。また、その結果を踏まえて令和3年3月の実地棚卸の改善に役立てることができ、棚卸資産残高の適正性も確保できる。</p> <p>前述したような業務改善に役立てるためにも、試薬管理システムの出入庫記録から算定された理論在庫数と、実際の在庫数との差である棚卸差異を把握し、発生要因を分析し、適切に会計上反映する体制を整える必要がある。</p> | <p>令和2年5月から試薬の発注在庫管理システムによる管理による理論在庫を算定し、令和2年9月末に実地棚卸を実施している。今後この結果を踏まえ、継続してシステムによる管理を行い令和3年3月の実地棚卸や業務の改善に役立て、適切に会計上反映する体制を整えていく。</p> | <p>対応済み</p> |